

番号	制度名
内閣府	
内閣01	金融業務特別地区における税制上の特別措置
内閣02	産業イノベーション地域（仮称）の課税の特例
内閣03	沖縄の離島における旅館業用建物等の特別償却の延長
内閣04	公益社団・財団法人への寄附金に係る税額控除制度の対象拡大
内閣05	構造改革特別区域法及び総合特別区域法に基づく特産酒類の製造事業
内閣06	特定地域再生計画（仮称）の認定を受けた地方公共団体が指定する法人に対する寄附に係る課税の特例
内閣07	沖縄の国際戦略観光振興地域（仮称）及び自然・文化観光振興地域（仮称）における特例措置
内閣08	国際物流拠点産業集積地域（仮称）における税制上の特例措置
内閣09	沖縄の情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区における税制上の特例措置
内閣10	経営革新計画の承認を受けた沖縄の特定中小企業者に係る特例措置
内閣11	経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却
内閣12	公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の軽減措置の創設
内閣13	子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置
内閣14	街区防災計画（仮称）区域内における特定建築物の耐震改修に係る軽減措置の創設
内閣15	大規模空間を有する建築物における天井落下予防改修に係る軽減措置の創設

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	金融業務特別地区における税制上の特別措置	府省名	内閣府
税目	法人税、事業税、法人住民税、特別土地保有税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	⊗
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	⊗
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	⊗
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
その他				
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	

【○】：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 【※】：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 【⊗】：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
- ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「平成33年度に金融特区における金融業及び金融関連企業の集積（20社）、新たな雇用数の増加（600人）」（【点検結果表の別紙】④参照）は、適用対象法人の経営状況等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
- (2) 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明されていない。
- ⑥ 本租税特別措置等の適用数の過去の実績は、平成20年度0件、21年度1件、22年度3件と把握しているが、本租税特別措置等が適用され得る法人、地域等の全体数からみて想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明されていない。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]  
 ⑫ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果が不透明である。  
 また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。  
 ⑩ 達成目標の実現状況について、「平成14年7月以来、14社（累計）の企業が立地し、約550人の雇用が創出」と説明しているが（【点検結果表の別紙】⑩参照）、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。
- [将来の見込み]  
 ⑬ 減収額の見込みと効果を対比して定性的に説明しているが、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みの説明に用いられている次の点検項目には課題があるため、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。  
 ⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、「金融特区における金融業及び金融関連企業の集積（20社）、新たな雇用数の増加（600人）を想定」と説明しているが（【点検結果表の別紙】⑪参照）、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

## 【点検結果表の別紙】

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①「政策目的の根拠」欄への補足説明）  
政策目的の根拠となる規定については、評価書に記載をした沖縄振興特別措置法第一条において、「沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、特別の措置を講ずることにより、沖縄の総合的かつ計画的な振興を図る」とされ、その中で、金融業、金融関連業の振興を図ることを目的として、同法第五十五条において「金融業務特別地区」を指定するとともに、同法第五十七条において、同指定地域等に対して「租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用がある」とされている。  
なお、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄振興審議会が内閣総理大臣に申し出た意見においても、「『民間主導の自立型経済の発展』、『我が国及びアジア・太平洋地域の発展に寄与する21世紀の『万国津梁』の形成』という基本方向の下、先述の地理的特性や亜熱帯・海洋性の貴重な自然、沖縄独特の国際色豊かな歴史・文化など、沖縄の持つ様々な地域特性を最大限に発揮して、沖縄振興を進めていくことが求められている」とされており、沖縄振興審議会総合部会専門委員会による「沖縄の振興についての調査審議結果報告」においては関連するバックオフィスの業務については集積しつつあるが、本来の金融業務ともいえる金融商品の取扱い、個人投資家の金融特区に対する投資促進、資産運営管理、トレーディング等の業務の集積については、今後の課題となっている、と報告されている。  
また、川端大臣は「政府の中でそれが最大限前向きに実現するようということが私の仕事であります。」と発言されており、このような意見、調査報告を踏まえて金融業務特別地区を拡充・延長するものである。
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）  
平成23年までに20社の進出、2005人の雇用創出を目標としていたところ、14社、550人の雇用創出が実現され（平成23年3月末現在）、金融業務特別地区である名護市の法人市民税の3割を金融関連業が占めるなど、今後の発展のための基盤ができつつある。
- ④ 測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）  
新法については10年の時限立法となるものと見込まれ、同期間を対象とした沖縄振興計画が策定される予定である。そのため平成33年度を達成時期としている。
- ⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
アンケート対象法人数は105社であり、うち進出を検討している法人数は4社であるが、実際、進出する企業はその半分の2社と想定される。
- ⑩ 達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

平成14年7月以来、14社（累計）の企業が立地し、約550人の雇用が創出されており、当該実績に基づき達成目標（20社の集積、600人の雇用）を想定している。

- ⑪ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）  
過去の実績を基に達成目標を設定している。なお、立地企業数については、沖縄県実施のアンケート結果によるものであり、金融特区における金融業及び金融関連企業の集積（20社）、新たな雇用数の増加（600人）を想定している。
- ⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）  
税制措置については、より多くの企業の判断に影響を及ぼすことが可能であり、対象とする金融業、金融関連業の設備投資及び雇用の拡大等の効果が期待できる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	金融業務特別地区における税制上の特別措置 (国1)(法人税:義) (地4)(事業税、法人住民税:義、特別土地保有税:外) <span style="float:right">【新設・延長・拡充】</span>
2	要望の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アジア等の外資系金融業の集積を促進するため、対象法人に「内国法人」だけでなく「外国法人」を追加。</li> <li>・適用対象法人の要件緩和             <ul style="list-style-type: none"> <li>①「新設から10年」を「認定から10年」とし、更に、対象地区内新設法人のみでなく、対象地域内に本店事務所を移転した既設法人も対象。</li> <li>②「専ら」要件を緩和。</li> </ul> </li> <li>・優遇制度適用対象業種の拡大(補助的金融業、金融付帯業(金商法第85条第4項の委託を受けた者に限る))</li> <li>・現行の特定地域内において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の拡充(控除率の引上げ)             <ul style="list-style-type: none"> <li>①所得控除関係 所得税額控除 35%⇒55%(金額制限(直接人件費の20%)を廃止)</li> <li>②投資税額控除関係 償却率 機械等・15%⇒25%、建物等・8%⇒15% (控除制限(法人税額20%上限)の撤廃) 建物と建物付属設備同時取得の撤廃 取得価格上限(20億円)の撤廃</li> <li>③特別償却関係(新規) 償却率 機械等・50%、建物等・25% 建物と建物付属設備の別取得の適用</li> </ul> </li> </ul>
3	担当部局	代表 TEL:03-3581-5171 FAX:03-3581-9761 内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付企画担当参事官室 産業振興担当参事官室
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成14年創設 平成19年 ①認定法人の所得控除制度の拡充・延長 ②法人税の投資税額控除の拡充・延長 ③地方税の課税免除又は不均一課税に対する減収補填の延長
6	適用又は延長期間	平成29年3月31日
7	必要性等	<p>①:政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>金融特区において、金融業及び金融関連業務のバックアップオフィスのな業務については、企業の進出が見られるものの、金融商品の取り扱い、顧客からの資金の預かり等の本来の金融業の集積、発展著しいアジア諸国からの外資系金融機関の誘致等が課題となっている。</p> <p>さらに、金融特区については、沖縄における金融業務の集積・発展だけではなく、内外からの投資資金の呼び込み等、今後の沖縄の発展にも寄与することが期待されており、制度的な環境整備を行うことが必要である。</p>

		<p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)</li> <li>・沖縄振興計画(平成14年7月10日内閣総理大臣決定)</li> <li>・新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)</li> </ul>
	②:政策体系における政策目的の位置付け	政策分野「沖縄政策」 政策「沖縄政策の推進」 施策「沖縄における産業振興」
	③:達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>金融特区における</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①金融業及び金融関連企業の集積(20社)</li> <li>②新たな雇用数の増加(600人)</li> </ul> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>金融特区における</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①金融業及び金融関連企業の集積</li> <li>②新たな雇用数の増加</li> </ul> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において、2020年までに実現すべき成果目標として、「アジアのメインマーケット・メインプレーヤーとしての地位の確立」が定められている。</p>
8	有効性等	<p>①:適用数等</p> <p>法律成立後、平成24年度から税制の特例措置が創設されれば、毎年平均2社程度の進出が見込まれる。 (特区進出アンケート調査結果(沖縄県実施)による)</p> <p>②:減収額</p> <p>平年度の減収見込額 3 百万円 (制度自体の減収額)( - 百万円)</p> <p>③:効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》</p> <p>「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)に定める2020年までに実現すべき成果目標の達成に向けて、関連産業の集積や国内外への普及展開のための施策を講ずることで、政策目的を実現することができる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>平成23年度中の国会において、現行の沖縄振興特別措置法の後継となる法律が成立した後、速やかに「金融業務特別地区」を指定することにより、毎年2社程度の進出が見込まれる。 ※「金融業務特別地区」…名護市</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>租税特別措置等と予算上の措置等との相乗効果が失われれば、環境分野に対する投資が十分に進まず、海外からの企業誘致へのタイミングを逸してしまい、国際競争力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。</p>

			《税収減を是認するような効果の有無》 金融業務特別地区に立地する企業の競争力強化と外資系企業の立地促進のため、法人実効税率をアジア諸国並みに引き下げるとともに、租税特別措置等のあらゆる税制措置を抜本的に見直すことにより、同地区を「アジア拠点」とし、立地する企業の競争力を向上させ、更に外資系企業を含めた雇用倍増を実現させることにより、将来的には、税収減を上回る追加的な税収が期待できる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	「新金融立国」に向けた施策として、金融業務特別地区制度の延長・拡充を図り、アジアの資金を集め、アジアに投資するアジアの一大金融センターを目指すためには、一定の要件を満たすことにより特例を受けることができる税制措置を講じることが効果的である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

### 金融業務特別地区の所得控除、投資税額控除及び特別償却に関する減収見込額

【税制優遇措置を利用した企業に対するアンケート等をもとに推計】

平成20年から22年度の実績

年度	所得控除	投資税額控除	特別償却
20	[0] 0	[0] 0	[0] ( 0)
21	[1] 662	[0] 0	[0] ( 0)
22	[1] 541	[2] 10,610	[2] (157,777)
合計	[2] 1,203	[2] 10,610	[2] (157,777)
	[ ] 適用法人数		現状制度なし ( ) 対象資産取得価額

- アンケートによると、  
・投資税額控除のうち、49%が建物、51%が機械  
・特別償却の取得価額について投資税額控除の建物、機械の割合を使用する
- 進出企業数  
1年間に、2社の進出を想定

#### 3 減収見込

3年の実績をもとに、率を拡充した場合の減収額を計算すると、

【所得控除分(実績:2社)】

$$=(1,203 \div 3年 \div 35\% \times 55\% \times 30\% (\text{税率}))=189 \cdot \textcircled{1}$$

【投資税額控除分(実績:2社)】

$$=(10,610 \div 3年 \times 49\% \div 8\% \times 15\%) + (10,610 \div 3年 \times 51\% \div 15\% \times 25\%)=6,255 \cdot \textcircled{2}$$

【特別償却分(みなし実績:2社)】現状制度はないが、投資税額控除の対象資産を参考として算出する

$$=(157,777 \div 3年 \times 49\% \times 25\% \times 30\% (\text{税率})) + (157,777 \div 3年 \times 51\% \times 50\% \times 30\% (\text{税率}))=5,956 \cdot \textcircled{3}$$

$$\text{【減収見込(選択課税制度のため)】} (\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3}) \div 3 = 3,355 \rightarrow \text{単年度では、3百万円}$$

それぞれの効果を反映した場合、減収見込み=3百万円と推計

## ○ 金融業務特別地区地方税減税見込額

### I 減収実績

(単位:千円)

制度名	平成20年度		平成21年度		平成22年度		合 計		1社当たり平均①
	件数	減収額	件数	減収額	件数	減収額	件数	減収額	
法人事業税	0	0	0	0	2	33,560	2	33,560	16,780

### II 減税見込額について

① × 2社進出予定 = 33,560 千円

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	産業イノベーション地域（仮称）の課税の特例	府省名	内閣府
税目	法人税、所得税、法人住民税、事業税、事業所税、特別土地保有税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「沖縄の製造品出荷額を平成24年に比べて平成33年度には1.5倍に増加」は、マッチング支援や海外展開支援等の予算措置等の政策手段の効果の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [将来の見込み]

⑬ 減収額と効果を対比すべきところ、定性的に「税制で支援することにより、沖縄の優位性を生かした新たな産業の創出が期待される」と説明することにより、その根拠が明らかでないため、本租税特別措置等の将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑦ 適用数の将来推計について、「平均して年40件弱の適用がある」としているが（【点検結果表の別紙】⑦参照）、その算定において、減免額及び適用件数の比率の値並びにそれを用いた推計過程が明らかでなく、算定根拠に問題があることから、適用の見込みに疑問がある。

⑨ 減収額の将来推計について、506百万円（国税）、86百万円（地方税）としているが、別紙のうち、「産業イノベーション地域内の企業に対する投資促進に関する減収見込み」において、沖縄県内における平成19年から22年までの全国版のエンジェル税制の利用実績は延べ4社にとどまるどころ、ベンチャー企業30社全てに前出4社と同水準の投資がなされるとした根拠が明らかでなく、算定根拠に問題があることから、減収額の見込みに疑問がある。

⑪ 達成目標（産業イノベーション（仮称）地域内の製造業等の発展）の実現状況の将来予測について、「全体として年平均4%の成長率を目標とし、平成33年には約1.5倍の製造品出荷額を目指す」と説明しているが（【点検結果表の別紙】⑪参照）、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）  
 現行法においては、今回要望する産業イノベーション地域（仮称）への発展前の産業高度化地域について、次のとおり規定している。  
 （目的）  
 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な事情にかんがみ、沖縄の振興の基本となる沖縄振興計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等の特別の措置を講ずることにより、沖縄の総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。  
 （課税の特例）  
 第三十六条 産業高度化地域の区域内において製造業等又は産業高度化事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。
- 現在、産業高度化地域制度については、新しい沖縄振興特別措置法の中で産業イノベーション地域として拡充することを検討しているが、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄振興審議会が内閣総理大臣に申し出た意見具申において、「民間主導の自立型経済の発展」、「我が国及びアジア・太平洋地域の発展に寄与する21世紀の『万国津梁』の形成」という基本方向の下、先述の地理的特性や亜熱帯・海洋性の貴重な自然、沖縄独特の国際色豊かな歴史・文化など、沖縄の持つ様々な地域特性を最大限に発揮して、沖縄振興を進めていくことが求められており、健康・バイオ産業等のクラスターの形成、環境・エネルギー関連産業の育成、サポーターインダストリーの集積が必要であるとされている。また、川端大臣からも「元氣よく沖縄が活力を持って進めるように、国として責任を持って応援するという環境を整えるというのは国の仕事であり」と発言されており、新たな制度を創設することとしている。
- ⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 これまでの減免額と適用件数の比率にかんがみ、平均して年40件弱の適用があると考えられる。
- ⑩ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）  
 製造業に分類される業種について、業種ごとに3～7%の成長率を目標とし、全体として年平均4%の成長率を目標とし、平成33年には約1.5倍の製造品出荷額を目指すもの。政府の成長戦略においても、年間3%の経済成長率を目標としており、製造品出荷額の4%増は目標として適当と考えている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	<p>政策評価の対象とした租税特別措置等の名称</p> <p>産業イノベーション地域(仮称)の課税の特例（国税、地方税）                  (国2)(法人税:義、所得税:外)                  (国16)(法人税:義、所得税:外)                  (地1)(法人住民税:義)                  (地8)(法人住民税、事業税:義、事業所税、特別土地保有税:外)</p> <p style="text-align: right;">【新設】</p>
2	<p>要望の内容</p> <p>産業イノベーション事業を行う新産業の集積等により、将来の沖縄経済を牽引しうる地域産業のイノベーションを促進するため、現行の産業高度化地域を発展的に拡充し、産業イノベーション地域（仮称）に係る特別措置を新設する。</p> <p>○投資税額控除の拡充                  控除率                  ・機械等 15%→25%                  ・器具等 15%                  ・建物等 8%→15%                  ・法人税額の20%上限の撤廃                  ・建物と附属設備の同時取得要件の撤廃                  ・取得価額上限20億円の撤廃                  ・最低取得価格要件の緩和 ※現行の産業高度化地域と比較</p> <p>○特別償却制度の拡充                  償却率                  ・機械等 34%→50%                  ・器具等 34%、建物等 20%→25%                  ・建物と附属設備の同時取得要件の撤廃                  ・最低取得価格要件の緩和</p> <p>○対象設備の拡充（試験研究用資産、再生可能エネルギー設備）                  ○事業所税 資産割 課税標準 1/2                  ○対象地域の拡大</p> <p>&lt;以上、経済産業省と共同要望&gt;</p> <p>○産業イノベーション地域において、試験研究を行う企業の試験研究費に係る法人税額控除（沖縄特定試験研究費50%）の新設                  ○先進的な産業イノベーションを行う特定企業の発行株式等の取得に係る個人投資家の所得控除の新設</p> <p>適用期限5年</p>
3	<p>担当部局</p> <p>内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付産業振興担当参事官</p>



4	評価実施時期	平成 23 年 9 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	
6	適用又は延長期間	平成 29 年 3 月 31 日まで
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ・新商品の開発等を通じて新たな価値を生み出すイノベーションを促進することにより、沖縄の優位性を生かした産業の高付加価値化や製造業等の発展を支援することを目的とする。 《政策目的の根拠》 ・新法にて規定する予定
		② 政策体系における政策目的の位置付け 【政策分野】 沖縄政策 【政策】 沖縄政策の推進 【施策】 沖縄における産業振興
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 産業イノベーション（仮称）地域内の製造業等の発展 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 沖縄の製造品出荷額を平成 24 年度に比べて平成 33 年度には 1.5 倍に増加させる。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 研究開発、設備投資を支援することで、製品開発、生産工程におけるイノベーションが促進される。
8	有効性等	① 適用数等 ・産業イノベーション（仮称）地域内において年平均 240 億円程度の設備投資を想定
		② 減収額 ▲506 百万円（国税） ▲86 百万円（地方税） （国税の内訳） 投資税額控除等による減収見込み：488 百万円、研究開発費の特別控除による減収見込み：6 百万円、投資促進に関する減収見込み：12 百万円
		③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》（分析対象期間：H14～H20） ・沖縄県の製造品出荷額は平成 14 年度に比べて平成 20 年度は 1.05 倍に増加し、産業イノベーション地域（仮称）制度の前身となる産業高度化地域に限っては 1.09 倍に増加。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：H14～H20） ・産業高度化地域制度において、工業用機械等に対する投資税額控除及び特別償却（いずれか選択）を行ったところ、平成 20 年の設備投資額は平成 14 年に比べて 2.2 倍、有形固定資産残高も 1.2 倍に増加。沖縄県全体では、設備投資額は 1.8 倍、有形固定資産は 1.1 倍の増加であり、産業高度化地域制度による投資促進効果があったと思われる。 ・沖縄県の製造品出荷額は平成 14 年度に比べて平成 20 年度は 1.05 倍に増加、産業高度化地域に限っては 1.09 倍に増加。

			《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：H24～H29） 研究開発、設備投資の停滞
			《税込減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：H24～H29） 研究開発の成果は設備投資を含め広く経済全体に効果を及ぼすが、リスクが高いため市場原理に任せるだけでは十分な研究開発が行われない可能性があり、新たな設備投資も滞る可能性がある。沖縄は豊富な亜熱帯生物資源等のポテンシャルを有する一方で消費地からの遠隔性などの不利性を抱えているが、税制で支援することにより、沖縄の優位性を生かした新たな産業の創出が期待される。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	補助金に比較して、より多くの企業の判断に影響を及ぼすことが可能であり、対象とする業種の研究開発、設備投資を促進する上で効果が期待できる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	・新たな製品の研究開発に際して企業のニーズを研究機関につなげるための支援や海外での販路を開拓するための側面支援を予算に措置。実際の研究開発や商品開発のための新たな設備への投資を促進させるための支援措置として税制措置を講じることとしている。 ・新たな製品の研究開発に際して企業のニーズを研究機関につなげるための支援や海外での販路を開拓するための側面支援を予算に措置。実際の研究開発や商品開発のための新たな設備への投資を促進させるための支援措置として税制措置を講じることとしている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	沖縄振興にかかる租税特別措置であり、租税特別措置により政策目的が達成されるよう、沖縄県が主体的に取り組むものと思われる。
10	有識者の見解		これまでも、食品加工、健康食品、琉球泡盛等地域資源を活用したものづくり産業の振興を図ってきたが、引き続き戦略的に取組を進めるとともに、沖縄の優位性を活用した新たな産業の創造が期待されることである。（沖縄振興審議会総合部会専門委員会「沖縄の振興についての調査審議結果報告」）
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		※租特の事前評価を行うことが初めての場合は記載の必要なし。

### 工業用機械等の投資税額控除、特別償却に関する減収見込額

【税制優遇措置を利用した企業に対するアンケート等をもとに推計】

#### 平成19年から21年の実績

	投資税額控除	特別償却	
19年度	210,586	3,940	アンケートによると、 投資税額控除のうち、18%が建物、82%が機械 特別償却による減収額のうち、44%が建物、55%が機械、1%が器具
20年度	213,599	1,886	3年の実績をもとに、率を拡充した場合の減収額を計算すると、
21年度	212,287	71,417	【投資税額控除分】 =(636,472 × 18% ÷ 8% × 15%) + (636,472 × 82% ÷ 15% × 25%) = 1,077,837
	636,472	77,243	【特別償却分】 =(77,243 × 44% ÷ 20% × 25%) + (77,243 × 55% ÷ 34% × 50%) + (77,243 × 1%) = 42,484 + 62,476 + 772 = 112,684 【合計】= 1,190,521 → 単年度では、397百万円

#### 下限額を引き下げることによる効果

→ 1,000万以上の投資をした企業について、1,000万以下の投資を含めた投資総額は、1,000万以上の投資総額に比べて1.01倍なので、397百万円 × 1.01 = 400百万円

#### 地域を拡大することによる効果

→ 現行地域と想定される追加地域を合わせた地域の投資総額は、現行地域の1.15倍なので、400百万円 × 1.15 = 460百万円

#### 試験研究用設備を追加することによる効果

→ 投資総額のうち、研究開発用の投資が占める割合は0.6%なので、460百万円 × 1.06 = 488百万円

それぞれの効果を反映した場合、減収見込み = 488百万円と推計

### 研究開発費の特別控除に関する減収見込み

- ・現在、産業イノベーション地域として想定される地域において研究開発を行うことが期待できる企業は約100社
- ・研究開発を行う企業の1社あたりの研究開発費は約100万円
- ・研究開発を行う企業のうち、全国版の研究開発税制を使っているのは12%

→ 現状で研究開発費の50%を控除とした場合の減収見込額は  
100社 × 12% × 100万円 × 50% = 600万円

### 産業イノベーション地域内の企業に対する投資促進に関する減収見込み

- ・沖縄県内においては、平成19年から平成22年にかけて、全国版のエンジェル税制を利用して延べ4社に対して33,500千円の投資がされた。
- ・1社1年あたりでは、平均約200万円の投資が行われたことになる。
- ・個人の平均年収は約600万であり、適用される所得税率は20%と仮定。
- ・ベンチャー企業は約30社あるが、これら全てに個人が投資すると仮定すると、

減収見込額 =  $200万 \times 30社 \times 20\% = 1200万円$

産業イノベーション地域制度 減収見込みの根拠【地方税 自動連動分】(単独要望分)

試験研究費の税額控除にかかる国税の減収にかかる自動連動分+個人投資家の所得控除にかかる自動連動分  
= 試験研究費の税額控除にかかる国税の減収  $\times$  法人住民税率 + 個人投資家の所得控除にかかる国税の減収  $\times$  個人住民税率  
=  $6百万 \times 17.3\% + 12百万 \times 10\%$   
= 2百万

産業イノベーション地域制度 減収見込みの根拠【地方税 自動連動分】

工業用機械等の取得にかかる国税の減収見込額  $\times$  法人住民税率  
=  $488百万円 \times 17.3\% = 84百万円$

事業所税 =  $500m^2 \times 600円 \times (1/2) \times 5社 = 750,000円/年$ と推計

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	沖縄の離島における旅館業用建物等の特別償却の延長	府省名	内閣府
税目	法人税、所得税、特別土地保有税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input checked="" type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	⊗
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	⊗
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	⊗
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	⊗
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
- ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「平成28年度に離島地域の宿泊施設数（ホテル、旅館等）1,044施設、離島地域の施設収容人数37,847人」（【点検結果表の別紙】④参照）は、本租税特別措置等の適用対象外となる設備の新設又は増設の動向等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
- (2) 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないことについて説明されていない。
- ⑥ 本租税特別措置等の適用数の過去の実績は、平成20年度7件、21年度9件、22年度5件と把握しており、想定外に偏りが無いことが説明されているが（【点検結果表の別紙】⑥参照）、想定外に僅少でないことについて説明されていない。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。

[過去の実績]

- ⑫ 減収額の実績と効果を対比して定性的に説明しているが（【点検結果表の別紙】⑫参照）、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の説明に用いられている次の点検項目には課題があるため、過去における税収減を是認するような効果に疑問がある。
- ⑩ 達成目標（離島地域における旅館業用建物等の立地を促進）の実現状況について、「旅館等の施設数、収容人数は順調に増加している」等と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

- ⑬ 減収額と効果を対比して定性的に説明しているが（【点検結果表の別紙】⑬参照）、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みの説明に用いられている次の点検項目には課題があるため、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。
- ⑦⑨ 適用数及び減収額の将来推計について、それぞれ各年度10件、45百万円としているが、その算定において用いている平成21年度から28年度までの増加目標70施設の根拠が明らかでなく、算定根拠に問題があることから、適用及び減収額の見込みに疑問がある。
- ⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、「平成21年度から28年度までに70施設、2,542人増加見込みである」と説明しているが（【点検結果表の別紙】⑪参照）、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

#### 【点検結果表の別紙】

#### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③≪租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況≫欄への補足説明）
- 引き続き実施する理由  
沖縄県の離島の振興については、これまで沖縄振興計画等に基づき、各種基盤整備及び産業振興施策等を推進することにより、相応の成果を上げてきたが、離島の持つ地理的、自然条件等の不利性などから、本島との間には依然として格差が存在するほか、若年層の島外流出や高齢化の進行等により地域活力の低下が懸念されるなど、多くの課題を抱えている。  
厳しい状況にある沖縄県の離島において、産業活動の活性化、雇用の場の創出を図るため、引き続き本特例措置を講ずることにより、設備投資を行う法人や個人の事業者を対象に投資を誘発させるインセンティブを与えることが必要である。
  - 新たな達成目標  
新たな達成目標については、平成24年度税制改正要望事項（国税）に記載している。内容は以下のとおり。  
本租税特別措置がインセンティブとなり、平成23年度達成目標である離島地域の宿泊施設数690施設、収容人員数34,358人を平成21年度時点で達成している。  
平成23年度目標 宿泊施設数 690施設、収容人員数 21,609人  
平成21年度実績 宿泊施設数 974施設、収容人員数 35,305人  
新たな達成目標として更に目標数を高く設定し、平成28年度までに宿泊施設数は70施設増、収容人員数は2,542人増（対平成21年度実績比）を目指す。  
平成28年度目標 宿泊施設数 1,044施設、収容人員数 37,847人
- ④ 測定指標の設定（評価書中7③≪租税特別措置等による達成目標に係る測定指標≫欄への補足説明）
- ②のとおり新たな達成目標を設定している。（平成28年度目標 宿泊施設数 1,044施設、収容人員数 37,847人）
- ⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- 平成20年度から22年度の本租税特別措置の適用実績（推計値）は21件であるが、5市町村の個人10件・法人11件に対して適用されており、特定の者に偏ってはいない。
- ⑩ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③≪租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況≫欄への補足説明）
- 本租税特別措置における達成目標は、平成28年度までの増加見込みと同数としている。離島地域の入域観光客数の年平均増加率を参考に、宿泊施設数、収容人員数の増加見込みを計算すると平成21年度から28年度までに70施設、2,542人増加見込みである。

⑫ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

本租税特別措置は課税の繰り延べであるので、最終的な納税総額は変わらない。一方で、平成23年度の目標達成により、宿泊施設の増加等で税収が増えていることが想定されることから、一時的な税収減を十分に是認する効果があったと言える。

⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

本租税特別措置は課税の繰り延べであるので、最終的な納税総額は変わらない。一方で、平成28年度の目標達成により、宿泊施設の増加等で税収が増えていることが想定されることから、一時的な税収減を十分に是認する効果があったと言える。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄の離島における旅館業用建物等の特別償却の延長 (国3)(法人税:義、所得税:外) (地5)(特別土地保有税:外)  【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	離島の地域内において、個人又は法人が旅館業の用に供する設備を新設又は増設した場合、当該新增設に係る建物及びその付属設備についての特別償却制度(建物・付属設備 8/100)の適用期限(平成24年3月31日)を5年間延長(平成29年3月31日まで)とする。 ※取得価額:1000万円超  また、宿泊施設、集会施設又はスポーツ施設を新增設した場合、当該施設の敷地の用に供する土地又はその取得に対して、特別土地保有税の非課税を要望する。
3	担当部局	内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付企画担当参事官室
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成9年度 制度創設 平成14年度 適用期限5年延長 平成19年度 適用期限5年延長
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 沖縄県の離島の振興については、これまで沖縄振興計画等に基づき、各種基盤整備及び産業振興施策等を推進することにより、対応の成果を上げてきたが、離島の持つ地理的、自然条件等の不利性などから、本島との間には依然として格差が存在するほか、若年層の島外流出や高齢化の進行等により地域活力の低下が懸念されるなど、多くの課題を抱えている。 離島における若者等の定住を促進し、地域の活性化を図るためには、産業を振興し、就業機会の確保と所得の向上を図る必要がある。離島地域は観光資源が豊富という利点を持ち合わせており、観光・リゾート産業は離島地域の自立的発展の先導的役割を担う産業として重要であることから、当該特例措置を講じることで離島地域における旅館業等の立地を促進する。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》 ○沖縄振興特別措置法第93条 「離島の地域内において旅館業(中略)租税特別措置法で定めるところにより、特別償却を行うことができる。」 ○沖縄振興計画 第3章 振興施策の展開 8 離島・過疎地域の活性化による地域づくり 「離島・過疎地域については、それぞれの地域の持つ多様性や魅力を最大限に発揮した地域づくりを進めるとともに、雇用機会の拡大に向け、農林水産業や観光・リゾート産業をはじめとする産業の活性化を図る。」 ○新沖縄県離島振興計画</p>

		<p>第3章 振興施策の展開</p> <p>第2節 地域特性を生かした産業の振興</p> <p>「離島における若者等の定住を促進し、地域の活性化を図るためには、産業を振興し、就業機会の確保と所得の向上を図る必要がある。(中略)豊かな自然、独特な文化等を活用した個性ある観光・リゾート産業の振興(中略)を図るとともに、多様な就業機会の創出に努める。」</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策分野「沖縄政策」</p> <p>政策「沖縄政策の推進」</p> <p>施策「沖縄の離島の活性化」</p>
	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>離島地域の自立的発展の先導的役割を担う観光・リゾート産業等の進行、若年層の就労の場の創出等による離島地域の活性化を図るため、離島地域における旅館業用建物等の立地を促進する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・離島地域の宿泊施設数(ホテル、旅館等)</li> <li>・離島地域の施設収容人員数</li> </ul> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置は、投資インセンティブをもたらすものであり、それにより離島地域における旅館業等の立地を促進し、就労の場を創出して、離島地域の活性化に寄与する。</p>
8	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>過去の実績</p> <p>平成20年度 7件</p> <p>平成21年度 9件</p> <p>平成22年度 5件</p> <p>※地方税の課税免除実績により推計</p> <p>将来の予測</p> <p>各年度 10件</p> <p>②: 減収額</p> <p>過去の実績</p> <p>平成20年度 27百万円</p> <p>平成21年度 19百万円</p> <p>平成22年度 56百万円</p> <p>※地方税の課税免除実績により推計</p> <p>将来の予測</p> <p>各年度 45百万円</p> <p>※特別土地保有税は、平成15年度以降、課税停止</p>

	③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成14年度～23年度)</p> <p>平成14年度から平成23年度までの間に、離島地域の宿泊施設数(ホテル、旅館等)とその収容人員数を483施設、21,609人から、690施設、34,358人としていたところ、平成21年度には974施設、35,305人となっている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>宿泊施設数</th> <th>収容人員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初値(平成14年度)</td> <td>483</td> <td>21,609</td> </tr> <tr> <td>目標値(平成23年度)</td> <td>690</td> <td>34,358</td> </tr> <tr> <td>差引</td> <td>207</td> <td>12,749</td> </tr> </tbody> </table> <p>実績値(平成21年度) 974 35,305</p> <p>増加数 491 13,696</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成14年度～23年度)</p> <p>本措置制度により離島の旅館等の施設数、収容人員数は順調に増加していることから、本措置制度は、企業の進出等において不利な条件を抱える離島地域への民間企業の立地等の促進に向けた有効な手段である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成14年度～23年度)</p> <p>延長等されない場合、企業が進出候補地を決定する際の重要な要件を失うこととなり、離島地域への進出に大きな影響があるものと考え。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成14年度～平成23年度)</p> <p>本措置制度により離島の旅館等の施設数、収容人員数は順調に増加していることから、本措置制度は、企業の進出等において不利な条件を抱える離島地域への民間企業の立地等の促進に向けた有効な手段である。</p> <p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は、課税の繰り延べであるので、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。また、課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、事業者の資金繰りの安定にも効果を発揮する。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置。国税により初期投資を軽減するとともに、沖縄県及び市町村による減税措置により多面的な支援措置により、インセンティブの効果を上げる。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>		宿泊施設数	収容人員数	当初値(平成14年度)	483	21,609	目標値(平成23年度)	690	34,358	差引	207	12,749
	宿泊施設数	収容人員数												
当初値(平成14年度)	483	21,609												
目標値(平成23年度)	690	34,358												
差引	207	12,749												
10	有識者の見解	—												
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—												

沖縄の離島における旅館業用建物等の特別償却制度に係る減収額の推計

※取得価額については、適用者数及び特別償却額は国税事務所から公表されていない。そのため、地方税の課税免除を受けた者が特別償却を適用されたと仮定し、その課税標準額を取得価額として減収額を推計した。

年度	市町村	単位：千円											
		個人				法人				合計			
		事業者数 a	取得価額 b	特別償却額 c=b×0.08	推計減収額 d=c×0.1	法人数 e	取得価額 f	特別償却額 g=f×0.08	推計減収額 h=g×0.3	事業者数、 法人数 i=a+e	取得価額 j=b+f	特別償却額 k=c+g	推計減収額 l=d+h
H18	なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H19	宮古島市	2	27,861	2,229	223	0	0	0	2	27,861	2,229	223	
	計	2	27,861	2,229	223	0	0	0	2	27,861	2,229	223	
H20	宮古島市	4	52,697	4,216	422	11	301,666	24,133	7,240	5	354,363	28,349	7,662
	久米島町	0	0	0	0	21	820,388	65,631	19,689	2	820,388	65,631	19,689
	計	4	52,697	4,216	422	3	1,122,054	89,764	26,929	7	1,174,751	93,980	27,351
H21	宮古島市	6	70,218	5,617	562	0	0	0	0	6	70,218	5,617	562
	久米島町	0	0	0	0	1	533,755	42,700	12,810	1	533,755	42,700	12,810
	深瀬敷村	0	0	0	0	1	33,677	2,694	808	1	33,677	2,694	808
	与那国町	0	0	0	0	1	195,576	15,646	4,694	1	195,576	15,646	4,694
	計	6	70,218	5,617	562	3	763,008	61,040	18,312	9	833,226	66,657	18,874
H22	宮古島市	0	0	0	0	2	2,292,318	183,385	55,016	2	2,292,318	183,385	55,016
	竹富町	0	0	0	0	3	36,630	2,930	879	3	36,630	2,930	879
	計	0	0	0	0	5	2,328,948	186,315	55,895	5	2,328,948	186,315	55,895
	合計	12	150,776	12,062	1,207	11	4,214,010	337,119	101,136	23	4,364,786	349,181	102,343

注1) 特別償却率は8/100 (c、g欄)  
 注2) 所得税率は、課税所得の額が195万円超330万円以下に適用される10/100 (d欄)  
 注3) 法人税率は30/100 (h欄)

- (1) 適用実績 (H18～H22推計) 102,343千円 (23件)
- (2) 1件あたりの減収見込額 4,450千円 (102,343千円÷23事業者)
- (3) 旅館業用建物等の特別償却制度に係る適用見込数(単年度) 10施設 (70施設÷7年=10施設)  
 ※70施設は平成21年度から平成28年度までの増加目標
- (4) 平年減収見込額 44,500千円 (4,450千円×10施設)



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	公益社団・財団法人への寄附金に係る税額控除制度の対象拡大	府省名	内閣府
税目	所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「2020年までに、公益社団・財団法人をはじめとする「新しい公共」の担い手への個人からの寄附金額をGDP比5～10倍」（【点検結果表の別紙】④参照）は、特定非営利活動法人等、本租税特別措置等の適用を受ける公益社団・財団法人以外の団体等への寄附額を含むものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [将来の見込み]

⑬ 減収額と効果を対比すべきところ、定性的に「税収減に相当する分について、公益社団・財団法人が「新しい公共」の担い手として、東日本大震災の復興をはじめとする、国民の多様なニーズにきめ細かく応える公益的なサービスを実施することとなる」と説明することとなり、その根拠が明らかでないため、本租税特別措置等の将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑦⑨ 適用数及び減収額の将来推計について、それぞれ45,590人、初年度及び平年度300百万円（新たに減収する分）としているが、その算定において、「税制優遇の範囲が大きく拡大する」ことにより「新たに公益法人へ寄附金を支出する」者が13%増加するという仮定の根拠としている12.8%という割合は、「税の優遇措置が受けられる」ことを「寄附を増やす」ための条件として回答した割合であり、性質が異なるため、算定根拠に問題があることから、適用及び減収額の見込みに疑問がある。

⑩ 達成目標の実現状況について予測されていないため、将来における本租税特別措置等の達成状況の見込みが不透明である。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

## 【点検結果表の別紙】

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
  - 東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日、東日本大震災復興対策本部）
    - 4 あらゆる力を合わせた復興支援
      - (2) 民間の力による復興

東日本大震災からの復興に当たっては、公的主体が全力で取り組むことはもとより、復興の担い手、資金等の観点から、「新しい公共」等の民間の力が最大限に発揮されるよう支援を行う。
  - 復興への提言～悲惨の中の希望～（平成23年6月25日、東日本大震災復興構想会議）
    - 第4章 開かれた復興
      - (4) 人々のつながりと支えあい
        - ② 復興と「新しい公共」

今後、被災地の復興および日本の再生を進めていくにあたっては、身近な分野で多様な主体が共助の精神で活動することが重要である。こうした動きを後押しし、「新しい公共」の力が最大限に発揮されるよう、活動現場からの視点に立ち、制度・仕組みの構築等に取り組む必要がある。
  - 「新しい公共」による被災者支援活動等に関する制度等のあり方について（平成23年6月14日「新しい公共」推進会議）
    3. 「新しい公共」による支援を支える資金面での環境整備

税制優遇等による寄附のインセンティブに加え、国民や企業からより多くの善意の寄附が集まるような仕組みを設け、被災地の復旧・復興につなげていくことが望ましい。
  - 新成長戦略（平成22年6月18日 閣議決定）
    - (6) 雇用・人材戦略

（国民参加と「新しい公共」の支援）

官だけでなく、市民、NPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野において、共助の精神で活動する「新しい公共」を支援する。
  - 「新しい公共」円卓会議における提案と制度化へ向けた政府の対応（「新しい公共」円卓会議）
    1. 「新しい公共」の基盤を支える制度整備
      - (1) 寄附税制などの制度整備
        - 1 所得税の税額控除制度の導入

草の根の寄附を促進するため、新たに税額控除方式を導入し、所得控除との選択制とする。その際、寄附はチャリティの精神に発するものであることを踏まえ、寄附金額の一定割合を控除できることとする。
  - 「新しい公共」宣言（「新しい公共」円卓会議）

「新しい公共」を作るために

    - (3) 政府に対して

「新しい公共」の基盤を支える制度整備については、税額控除の導入、認定

NPOの「仮認定」とPST基準の見直し、みなし寄附限度額の引き上げ等を可能にする税制改革を速やかに進めることを期待する。

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

前回の目標は「「新しい公共」の担い手である公益社団・財団法人による公益活動の原資の重要な一つである寄附金について、寄附文化を醸成し、草の根の寄附を促進する。」であったところ、税額控除と寄附金控除の選択制の対象となるためには、PST要件をクリアする必要があることから、草の根の寄附を必要とするすべての法人が寄附を集めやすい状況とはなっておらず、寄附文化の醸成及び草の根の寄附の促進が達成されているとは言えない。
- ④ 測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》欄への補足説明）

「公益社団・財団法人への寄附者数、寄附金総額」及び「税額控除の適用を受けた公益社団・財団法人への寄附者数、寄附金額」の目標及び達成時期は、「2020年までに公益社団・財団法人をはじめとする「新しい公共」の担い手の個人からの寄附金額をGDP比5～10倍」である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	公益社団・財団法人への寄附金に係る税額控除制度の対象拡大(所得税)(国税8)(所得税:外)  【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	東日本大震災以降、「公益活動元年」と言われるほど活発化した公益社団・財団法人の、復興活動を始めとする公益活動が活発化しているが、その活動を一層促進するためには、その重要な原資である個人からの寄附を一層行いやすくすることで基盤の強化を図ることが必要であることから、公益社団・財団法人への寄附について、いわゆるパブリックサポートテストを満たす法人に対する寄附金のみが税額控除の対象となっている現状を改め、すべての公益社団・財団法人に対する個人からの寄附金を所得控除と税額控除の選択適用の対象とする。
3	担当部局	大臣官房公益法行政担当室
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	当初は、全公益社団・財団法人への寄附について所得控除と税額控除の選択適用とすることを要望していたが、結果として、平成23年度の税制改正において、公益社団・財団法人への寄附金に係るパブリックサポートテストを満たした法人に対する寄附にかかる所得控除と税額控除の選択適用とする現行制度が創設された。 平成23年度税制改正大綱において、「公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人及び更生保護法人についても、草の根の寄附を必要とする「新しい公共」の担い手として、市民との関わり合いが強く、かつ、運営の透明性が確保されている法人を税額控除の対象とします。」及び「認定NPO法人以外の法人への寄附に係る税額控除については、制度導入後、どの程度の数の法人が税額控除の対象となっているかの実績を検証し、必要に応じて、各法人の特性を踏まえた要件等の見直しを検討します。」とされている。
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ・公益法人制度改革の趣旨である「民による公益の増進」を実現する。 ・国民が支える「新しい公共」を実現する。 《政策目的の根拠》 ・東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日、東日本大震災復興対策本部) ・復興への提言～悲慘の中の希望～(平成23年6月25日、東日本大震災復興構想会議) ・「新しい公共」による被災者支援活動等に関する制度等のあり方について(平成23年6月14日「新しい公共」推進会議) ・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号) ・新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)

		・「新しい公共」円卓会議における提案と制度化へ向けた政府の対応(「新しい公共」円卓会議) ・「新しい公共」宣言(「新しい公共」円卓会議)
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	【政策分野】 15. 公益法人制度改革等 【政策】 1. 公益法人制度改革等の推進 【施策】 (1). 公益法人制度改革の推進
	③: 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・「新しい公共」の担い手である公益社団・財団法人の財政基盤の強化を図ることで、その公益活動の活発化を図る。 ・2020年までに、今回の要望措置を含む効果として、公益社団、財団法人をはじめとする「新しい公共」の担い手への個人からの寄附金額をGDP比5～10倍とする。(新成長戦略) 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・公益社団・財団法人への寄附者数、寄附金総額 ・税額控除の適用を受けた公益社団・財団法人への寄附者数、寄附金額 ・2020年までに、今回の要望措置を含む効果として、公益社団、財団法人をはじめとする「新しい公共」の担い手への個人からの寄附金額をGDP比5～10倍とする。(新成長戦略) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 公益社団・財団法人の寄附金収入(公益活動の財政基盤)が増加されることにより、公益活動の拡大が見込まれる。
8	有効性等	①: 適用数等 PST要件の下では税額控除の対象となっていなかった法人へ寄附を行っていた寄附者が、所得控除から、税額控除へ異動するものと予測されるとともに(約40,000人程度(申告所得税標本調査等から推計))、①これまでの寄附金額に一定金額を上乗せして寄附を行う者②これまで寄附を行ったことのない者が新たに寄附を行う者が増えるため、今後、寄附者の総人数、寄附金総額が増加することとなる。 ②: 減収額 初年度及び平年度: ▲300(百万円)
	③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年6月～平成25年3月) 平成23年9月12日時点で、全国で約2000法人の公益社団・財団法人が誕生しているうち、93法人がパブリックサポートテストを満たしていることの証明を受け、所得控除と税額控除の選択制の対象となっている。 東日本大震災以降、「公益活動元年」と言われるほど、新制度で誕生した公益法人が、復興支援活動を中心とする公益活動を活発に実施しており、これらの法人の活動を支える、個人の寄附者、寄附金総額の増加が見込まれる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年6月～平成25年3月) ・当初では、平成23年4月より税額控除制度が導入される予定であったところ、同年6月末よりの制度導入となったことから、内閣府で実施したアンケートの結果、全公益社団・財団法人のうち約3割に当たる法人がPST要件を満たすことを想定しているが、現状の申請率は低くなっている。 ・全公益社団・財団法人に対する寄附が所得控除と税額控除の選択制の対象

		<p>となることにより、より多くの法人が公益認定を受けるインセンティブとなり、さらにこの法人を市民が支えることで寄附者数、寄附金総額の増加が見込まれ、民による公益活動が活発化される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>寄附金の税額控除という小口の寄附に経済的効用の高まる制度を導入することで、①これまでの寄附金額に一定金額を上乗せして寄附を行う者②これまで寄附を行ったことのない者が新たに寄附を行う者が増えることで、それらの寄附を原資とする公益活動が増加する。</li> </ul> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年4月～平成25年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>PST要件を満たす法人は収入の規模が大きな法人が多く、小規模法人、地元密着の法人では要件を満たすことが困難となり、個人から寄附を集める上で相対的に不利になる。</li> <li>すでにPST要件を満たしている法人に個人寄附が集中する。その結果寄附が偏在し、さらにその偏在が固定化するおそれがある。</li> <li>認定NPO法人に仮認定制度が導入されるため、認定NPO法人と同等以上のガバナンスや事業の公益性等を民間有識者からなる第三者機関によって認められている公益法人よりNPO法人が税制面で優遇されるという状況が生じる。</li> </ul> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年4月～平成25年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2020年までに、今回の要望措置を含む効果として、公益社団・財団法人をはじめとする「新しい公共」の担い手への個人からの寄附金額をGDP比5～10倍増とする(新成長戦略)ために、税制上の支援措置が必要である。</li> <li>税収減に相当する分について、公益社団・財団法人が「新しい公共」の担い手として、東日本大震災の復興をはじめとする、国民の多様なニーズにきめ細かく応える公益的なサービスを実施することとなる。</li> </ul>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>国から直接の支出等によって公益社団・財団法人の活動を支援するのではなく、租税特別措置を講じることで、民間からの寄附金(公益活動の財政基盤)収入の拡大を支援することが「民による公益の増進」・「新しい公共」という制度趣旨に沿っている。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>税制上の支援以外の、支援措置・義務付け等は、実施していない。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>今回の要望は、所得税(国税)に係るものである。</p>
10	有識者の見解	<p>東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部)</p> <p>『東日本大震災からの復興に当たっては、復興の担い手、資金等の観点から「新しい公共」等の民間の力が最大限に発揮されるよう支援を行う。』</p> <p>復興への提言～悲惨の中の希望～(平成23年6月25日、東日本大震災復興構想会議)</p> <p>『今後、被災地の復興および日本の再生を進めていくにあたっては、身近な分野で多様な主体が共助の精神で活動することが重要である。こうした動きを</p>

		<p>後押し、「新しい公共」の力が最大限に発揮されるよう、活動現場からの視点に立ち、制度・仕組みの構築等に取り組む必要がある。』</p> <p>「新しい公共」による被災者支援活動等に関する制度等のあり方について(平成23年6月14日「新しい公共」推進会議)</p> <p>東北地方太平洋沖地震に関する公益認定等委員会委員長からのメッセージ(平成23年3月31日公益認定等委員会委員長 池田守男)</p> <p>『是非ともこれまで培ってこられた専門的知見や経験、財産を活かし、被災者支援や震災復興に役立つ形での活動や寄附などに資源を振り向け、取り組んでいただきたいと思います。』</p> <p>平成24年度税制改正に関する要望について(平成23年7月 公益法人協会)</p> <p>『厳しい条件をクリアしたこれらの公益法人は、認定特定非営利活動法人と同等もしくはそれ以上に市民の支持を得ることのできる透明性の高い公益法人として、適格性が認められた法人であり、その上にPST要件を付加する必要性は全くないと考えられます。』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「新しい公共」宣言</li> <li>「新しい公共」円卓会議における提案と制度化等に向けた政府の対応</li> </ul>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月

税額控除を全面的に適用することによる減収見込みの考え方

<前提>

『平成20年分 申告所得税標本調査-調査結果報告-平成22年3月 国税庁長官官房企画課 第3表「所得控除表」』を基に作成。

※ 当該標本調査においては、1500万～2000万円が一つの所得階層とされているが、1800万円を境とするために、当該所得階層については、1500万～1800万:1800万～2000万の金額・人数比率を3:2と仮定し、分割している。

所得控除から税額控除への移動者数について

寄附金に係る所得控除制度と税額控除制度における控除額は、以下のとおり。

- ・税額控除制度：所得税額－（寄附金額－2千円）×40%
- ・所得控除制度：〔所得額－（寄附金額－2千円）〕×所得税率

これを踏まえると、所得税率40%未満の層は税額控除を選択すると考えられる。

従って、**特定公益増進法人（公益法人）に対する寄附者のうち、所得1800万円（所得税率：40%）を下回る者の全てが所得控除から税額控除へ移動するものと仮定する。**

公益法人への寄附者数・金額（税額控除導入による効果）について

(1) 寄附者数の増加

平成20年1月に内閣府が実施したアンケート調査によると、寄附を増やすための条件として、「税の優遇措置が受けられること」が12.8%を占めている。（内閣府経済社会研究所「季刊国民経済計算」No.135）

当該アンケート結果を踏まえ、税額控除制度の創設により、現状と比較して、税制優遇の範囲が大きく拡大することで経済的効用が高まる、**所得1800万円以下の各所得階層について、新たに公益法人へ寄附金を支出する者が、13%増加するものと仮定。**

所得1800万円以下の寄附者が約4万人いるため、4万×0.128より

特定公益増進法人（公益法人）について、**新たに約5千人の寄附者が発生。**

(2) 寄附金額の増加

1人当たりの寄附金額についても、経済的効用が高まる所得1800万円以下の各所得階層ごとに、**既存の所得控除制度下における実質負担額（寄附金額－控除額）と同程度になるまで増加するものと仮定。**

(算出方法)

ア 現状の寄附金控除における実質負担額

$$= \text{寄附金額} - (\text{寄附金額} - 2 \text{千円}) \times \text{所得税率}$$

イ 税額控除制度における実質負担額

$$= \text{寄附金額} - (\text{寄附金額} - 2 \text{千円}) \times 40\%$$

○ アとイの実質負担額が均等となるように増加する寄附金額を算出

※ 所得1800万円以上の者については、寄附金額・寄附者数ともに、現状のままであると仮定。

<表3> 税額控除制度の導入による効果（寄附者数・寄附金額）

単位	税率	公益法人への寄附(平成21年度実績)				税額控除を導入後想定			
		寄附者人数	寄附金支出額(一人当たり)	寄附金額	一人当たり実質負担額	寄附者数	一人当たりの寄附金額	寄附金額	
	%	人	千円	百万	千円	人	千円	百万	
70万円以下	5	407	46	19	44	460	72	33	
100万円〃		814	33	27	31	920	51	47	
150万円〃		2,438	35	86	34	2,754	55	151	
200万円〃		3,784	37	142	36	4,275	58	248	
250万円〃		3,941	41	160	37	4,453	60	267	
300万円〃	10	2,631	46	122	42	2,973	68	204	
400万円〃		3,905	54	210	43	4,412	71	313	
500万円〃		3,233	61	197	49	3,653	81	295	
600万円〃		2,788	64	178	51	3,151	84	266	
700万円〃		2,464	71	176	57	2,784	94	263	
800万円〃	23	2,107	80	169	62	2,381	102	244	
1000万円〃		3,415	87	297	59	3,859	97	374	
1200万円〃		2,646	108	286	73	2,990	120	360	
1500万円〃		3,430	125	429	84	3,875	139	540	
1800万円〃		2,345	153	359	103	2,649	171	453	
小計		40,345		2,856		45,590		4,057	
2000万円〃	40	1,563	153	240	153	-	-	240	
3000万円〃		3,683	202	744	202	-	-	744	
5000万円〃		2,741	299	819	299	-	-	819	
1億円〃		1,404	585	821	352	-	-	821	
2億円〃		371	1,355	503	1,355	-	-	503	
5億円〃		116	2,893	335	2,893	-	-	335	
10億円〃		23	9,231	215	9,231	-	-	215	
20億円〃		11	9,596	106	9,596	-	-	106	
50億円〃		2	9,561	22	9,561	-	-	22	
100億円〃		1	46,405	58	46,405	-	-	58	
100億円超		0	10,005	3	10,005	-	-	3	
計			50,260		6,720		55,505		7,921

算出方法)

一人当たり実質負担額：一人当たりの寄附金額－（一人当たりの寄附額－2千円）×所得税率

税額控除導入後の寄付者数：現状の寄付者数×1.13

税額控除導入後の一人当たりの寄附金額想定

：一人当たりの実質負担額×100/60-8000/6×1/1000

(計算過程)

・税額控除制度における実質負担額＝寄附金額－（寄附金額－2千円）×40%

・一人当たりの実質負担額をA、寄附金額をxと置く。

$$\textcircled{1} A = x - (x - 2000) \times 0.4$$

$$= x - (0.4x - 800)$$

$$= 0.6x + 800$$

$$\textcircled{2} 0.6x = A - 800$$

$$\textcircled{3} x = 10/6 A - 8000/6$$

寄附金額：寄付者数×一人当たりの寄附金額

#### 6. 税額控除制度の創設による減収見込み額

(1) 現時点における減収額＝（寄附金額－2千円）×所得税率（累進）＝約22億円。

(2) 税額控除制度創設における減収額

①所得1800万円以下の者：減収額（税額控除額）＝所得税額－（寄附金額－2千円）×40%

②所得1800万円以上の者：(1)と同額

→ 税額控除制度の創設による減収額は、約31億円

(3) 税額控除制度の創設による減収額

**○ 約31億円－約22億円＝9億円**

<表4> 税額控除制度を創設した場合の減収額

単位	税率	公益法人への寄附(平成21年度実績)			税額控除を導入後想定				
		寄付者数	寄附金支出額(一人当たり)	減収額	一人当たり実質負担額	寄付者数	一人当たりの寄附金額	減収額	
70万円以下	5	407	46	1	44	460	72	13	
100万円〃		814	33	1	31	920	51	18	
150万円〃		2,438	35	4	34	2,754	55	58	
200万円〃	10	3,784	37	7	36	4,275	58	96	
250万円〃		3,941	41	15	37	4,453	60	103	
300万円〃		2,631	46	12	42	2,973	68	79	
400万円〃	20	3,905	54	40	43	4,412	71	122	
500万円〃		3,233	61	38	49	3,653	81	115	
600万円〃		2,788	64	34	51	3,151	84	104	
700万円〃	23	2,464	71	34	57	2,784	94	103	
800万円〃		2,107	80	38	62	2,381	102	96	
1000万円〃		3,415	87	96	59	3,859	97	147	
1200万円〃	33	2,646	108	93	73	2,990	120	142	
1500万円〃		3,430	125	139	84	3,875	139	213	
1800万円〃		2,345	153	117	103	2,649	171	179	
小計		40,345		670		45,590		1,586	
2000万円〃	40	1,563	153	95	153	-	-	95	
3000万円〃		3,683	202	295	202	-	-	295	
5000万円〃		2,741	299	325	299	-	-	325	
1億円〃		1,404	585	327	352	-	-	327	
2億円〃		371	1,355	201	1,355	-	-	201	
5億円〃		116	2,893	134	2,893	-	-	134	
10億円〃		23	9,231	86	9,231	-	-	86	
20億円〃		11	9,596	42	9,596	-	-	42	
50億円〃		2	9,561	9	9,561	-	-	9	
100億円〃		1	46,405	23	46,405	-	-	23	
100億円超		0	10,005	1	10,005	-	-	1	
計					2,207				3,124

減収額：(一人当たりの寄附金額－2千円)×所得税率×寄付者数/1,000

減収額：(一人当たりの寄附金額－2千円)×40%×寄付者数/1,000

7. 平成23年度の税額控除対象法人

① 内閣府が全公益法人を対象に行った寄附金の受入状況によるアンケート結果によると寄付者が存在するにも関わらず、PST要件を満たさず税額控除の対象となっていない法人が全国で約19%存在する。

②一方、PST要件を満たしている法人は全体の約34%である。

③以上より、減収見込みのうち、19/53が税額控除の全面適用することにより、新たに減収となるものである。

④よって減収見込み額は、  
9億円×19/53＝約3億円

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	構造改革特別区域法及び総合特別区域法に基づく特産酒類の製造事業	府省名	内閣府
税目	酒税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	※
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		※
⑦ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり	<input type="checkbox"/> 把握なし		※
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		※
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	
その他				
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
  - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標（【点検結果表の別紙】②参照）の達成状況が説明されておらず、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性に疑問がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 

以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]

  - 達成目標（地域資源を最大限活用した地域の活性化）の実現状況について、「過去の認定件数はのべ29件（平成23年3月25日現在）である。達成目標にある「地域資源を最大限活用した地域の活性化」は地域ごとにさまざまであるが、平成22年度に行った状況調査によると、たとえば徳島県吉野川美郷地区の事例ではそうした地域の活性化の効果が現れている」と説明しているが（【点検結果表の別紙】⑩参照）、残り28件の地域の活性化の効果について明らかにされていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

## 【点検結果表の別紙】

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）  
前回要望時における目標は「地域の特産物を活用した果実酒等の製造を促進することにより、地域特産物の活用や交流人口の拡大等を通じた地域活性化を進める。」であり、その達成状況として、これまでの特例措置の認定件数はのべ 29 件（平成 23 年 3 月 25 日現在）である。  
また、内閣総理大臣を構造改革特別区域推進本部長とし、全閣僚がメンバーとなる構造改革特別区域推進本部において、「特区として認定を受けて実施されることにより、（略）地域の活性化としての意義が大きい」ものであることから「特区として当分の間存続させる規制の特例措置」（平成 23 年 3 月 30 日 構造改革特別区域推進本部決定）とされており、本特例措置を引き続き実施する合理性はあるものと考えます。
- ④ 測定指標の設定（評価書中 7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）  
目標値及び達成時期として、平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間で 30 件の認定件数を目標とする。
- ⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明）  
本特例措置は、25 主体からの提案等を踏まえ新設されたものであり、過去の認定件数がのべ 29 件であることから、想定外に僅少であるとは言えない。
- ⑦ 適用数等の将来予測（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明）  
構造改革特区認定については、年 3 回（7 月、11 月、3 月）の認定を行っている。すでに、本年度の第 1 回目の認定が終了し、本特例措置については 2 件が認定されているところ。  
また、地方公共団体より 3 件程度の認定に関する相談があることより、平成 23 年度の認定件数を 5 件としたところ。  
なお、平成 24 年度の認定件数については、本件の要望に関わり、アンケート調査を行った結果、前向きな回答を得られた件数と直近の認定件数の実績を合わせて 10 件とした。
- ⑩ 達成目標の実現状況の実績把握（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）  
過去の認定件数はのべ 29 件（平成 23 年 3 月 25 日現在）である。  
達成目標にある「地域資源を最大限活用した地域の活性化」は地域ごとにさまざまであるが、平成 22 年度に行った状況調査によると、たとえば徳島県吉野川美郷地区の事例ではそうした地域の活性化の効果が現れている。
- ⑪ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

過去の認定件数及び将来の見込み件数を踏まえると、平成 24 年度にはのべ 44 件が認定される見込みである。本特例措置の認定件数は徐々に増えており、また、構造改革特区提案等より、原料の拡充に関する要望も挙がっており、将来的にも認定件数の増加は見込まれる。



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	構造改革特別区域法及び総合特別区域法に基づく特産酒類の製造事業 (国税9)(酒税:外) 【拡充】
2	要望の内容	構造改革特別区域法及び総合特別区域法に基づく特産酒類の製造事業において使用可能な原料について、以下のとおり拡充する。 <国 税> ※地方税なし ○現行の農産物に加え、水産物等を使用可能とする。 ○災害等により特区内で生産された特産物を原料とすることができない場合に、当該特区以外の地域において生産された特産物を使用可能とする。
3	担当部局	内閣府地域活性化推進室
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	【構造改革特区】 構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成20年5月21日施行) 構造改革特別区域基本方針(平成20年6月6日閣議決定) 【総合特区】 総合特別区域法(平成23年8月1日施行) 総合特別区域基本方針(平成23年8月15日閣議決定)
6	適用又は延長期間	【構造改革特区】 構造改革特別区域基本方針の規定に基づく規制の特例措置については、当該特例措置が適用される特区計画の最初の認定後、規制所管省庁から提出される調査スケジュールを踏まえ、評価・調査委員会にて評価時期を検討し、構造改革特別区域推進本部長が評価時期を決定する。当該評価実施時期に全国展開の可否について、評価を実施。現行の特産酒類の製造事業については、当該評価・調査委員会における評価結果を踏まえ、内閣総理大臣を構造改革特別区域推進本部長とし、全閣僚がメンバーとなる構造改革特別区域推進本部において、「特区として認定を受けて実施することにより、(略)地域の活性化としての意義が大きい」ものであり「特区として当分の間存続させる規制の特例措置」とされている。(平成23年3月30日 構造改革特別区域推進本部決定) 【総合特区】 総合特別区域基本方針の規定に基づく規制の特例措置については、原則として、提案に基づき実現した規制の特例措置に係る最初の総合特区計画の認定後1年を経過した時点の年度末までに最初の評価を行い、以降、原則として1年ごとに評価を行う。
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地域の自発性を最大限尊重して設定された特区において、地域の特性に応じて規制の特例措置に基づく事業を実施することにより、地域資源を最大限活用した地域の活性化を図る。

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>【構造改革特区】</p> <p>○「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)(抄) 第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果 (4)観光立国・地域活性化戦略 …これからの国の地域振興策は、NPO等の「新しい公共」との連携の下で、特区制度等の活用により、地方の「創造力」と「文化力」の芽を育てる施策に転換しなければならない。</p> <p>【総合特区】</p> <p>○「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)(抄) &lt;21世紀の日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト&gt; 11.「総合特区制度」の創設 「…全国で展開する『地域活性化総合特区(仮称)』では、地域の知恵と工夫を最大限活かす規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等、「新しい公共」との連携を含めた政策パッケージを講じる。…地域資源を最大限活用した地域力の向上が期待される。」</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	地域活性化政策 地域活性化の推進 (構造改革特別区域法、総合特別区域法)
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地域の特産物を用いた地域ブランドの果実酒及びりキュールの販売を通じて、交流人口の拡大や地域農水産物の利用拡大を図ることで、地域資源を最大限活用した地域の活性化を図ること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 特産酒類の製造事業の認定件数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地域の特性に応じて規制の特例措置に基づく事業として、特産酒類の製造事業を実施することにより、地域の特産物などの地域資源を最大限活用した地域の活性化が図られる。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>構造改革特別区域計画(特産酒類の製造事業)の認定件数 平成20年度 16件 平成21年度 8件 平成22年度 5件 平成23年度 5件(見込み) 平成24年度 10件(見込み)</p> <p>特産酒類の製造事業の認定件数が徐々に増えており、また、構造改革特区提案等より、原料の拡充に関する要望も挙がってきている。</p> <p>② 減収額</p> <p>—(収収減とはならない。)</p>

		<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(平成 20 年度～平成 23 年度)          構造改革特区において、認定を受けたものが、地域の特性に応じて規制の特例措置に基づく事業を実施することにより、地域資源を最大限活用した地域の活性化が図られる。          構造改革特区計画の認定により、1,155 件の特区を実現(平成 23 年 6 月 29 日時点)</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(平成 20 年度～平成 23 年度)          特産酒類の製造事業の実施により、地域特産物の販売促進や観光客数の増加等の効果が現れている。          徳島県吉野川市美郷地区では特区による梅酒製造所が起業し、梅酒祭りをはじめとしたイベントが実施され、県内外からの大勢の観光客で賑わう等の効果が現れている等の事例がある。          《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》          租税特別措置が講じられない場合、上記のようにすでに発現している効果の拡大が果たせないこととなり、更なる地域のニーズに基づいた地域資源を最大限活用する地域の活性化が図られないこととなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》          —(税収減とはならない。)</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>地域の特産物である水産物等を用いたりキュール等の製造が可能となることで、更なる地域産品の利用拡大や地域ブランド化が図られ、地域の活性化に資する。          なお、特産酒類の製造事業については、構造改革特別区域推進本部において、「特区として認定を受けて実施されることにより、(略)地域の活性化としての意義が大きい」ものであり「特区として当分の間存続させる規制の特例措置」とされている。(平成 23 年 3 月 30 日 構造改革特別区域推進本部決定)</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>本特例措置は、酒類製造免許の要件のうち最低製造数量基準を緩和するという酒税法の特例措置であり、他の支援措置等の手段をとることはできない。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定地域再生計画（仮称）の認定を受けた地方公共団体が指定する法人に対する寄附に係る課税の特例	府省名	内閣府
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか			<input type="checkbox"/> 明らかでない
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり			<input type="checkbox"/> 予測なし
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
その他				
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。  
 ④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「特定地域再生計画（仮称）に基づき地方公共団体が指定する法人数」は、本租税特別措置等の目的が指定法人数の増加ではなく指定法人に対する経営基盤強化・活動事業費の確保であると考えられるため、本租税特別措置等による達成目標（人口減少・高齢化時代にふさわしい地域づくり・まちづくりの取り組みの普及と活性化）との関係が明確でない。このため、当該測定指標によっては目標が達成されるかどうか把握できないため、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [将来の見込み]

⑬ 減収額の見込みと効果を対比すべきところ、定性的に「急激な人口減少・高齢化時代において歳出増加傾向にある行政コストの削減等につながる」と説明することとなり、その根拠が明らかでないため、本租税特別措置等の将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑦ 本租税特別措置等の適用数となるものは、地方公共団体が指定する法人数ではなく、当該法人に寄附を行った法人数であることから、本租税特別措置等の適用数の将来推計が予測されていないため、適用の見込みが不透明である。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、定性的に「人口減少・高齢化時代にふさわしい地域づくり・まちづくりのための取り組みの普及と活性化が進むものと見込まれる」と説明しているが、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を把握できる適切な測定指標を用いて説明されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

現行の地域再生計画の年間の平均認定件数から、毎年度 50 地区の特定課題に対応した地域再生計画が認定されると見込んだものであり、また、10 法人が指定されることについては、これまでの認定計画に係る事業の実績を参考に、概ね 10 計画において法人が指定されるものと見込んだものである。

⑮ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

本租税特別措置の適用法人は、一般社団法人、一般財団法人及び一部の共同組合等を想定しており、生活衛生協同組合、NPO法人は対象として要望していない。また、地域活性化総合特区の課税の特例については、株式会社を対象としたものであり、役割分担されているものとする。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定地域再生計画(仮称)の認定を受けた地方公共団体が指定する法人に対する寄附に係る課税の特例 (国税10)(法人税:義) (地方税2)(法人住民税・事業税:義)  【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	地域再生法に基づき、地方公共団体が、人口減少・高齢化社会等に対応した特定の課題に資する特定地域再生計画(仮称)の認定を申請し、当該計画の認定を受けた場合において、当該地方公共団体が指定する法人に対する寄附金(法人からのものに限る。)について、一般の寄附金の損金算入限度額とは別枠で、特定公益増進法人に対する寄附金等と合わせて特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額を限度として損金の額に算入させる。
3	担当部局	内閣府地域活性化推進室
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規
6	適用又は延長期間	5年
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 人口減少・高齢化社会等に対応した高齢者の買物等の支援や間伐による山林保全等の地域再生活動など特定の課題の解決に資する特定地域再生計画に基づく取組が推進されることにより、地方において地域再生の戦略的な取組が強化される。 ----- 《政策目的の根拠》 平成23年8月5日に閣議決定された「日本再生のための戦略に向けて」において、日本再生に向けた戦略の方針の一つとして成長型長寿社会・地域再生が掲げられ、創意に満ちた地域再生の総合支援のための取組として、地域再生制度の見直し等が位置づけられている。 また、平成23年7月29日に東日本大震災復興対策本部が決定した「東日本大震災からの復興の基本方針」における復興施策の一つとして、高齢化や人口減少等に対応した新しい地域づくりが掲げられ、当該施策に対応した取組として、地域再生制度の見直しが位置づけられている。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け 【政策分野】 地域活性化政策 【政策】 政策目標6 地域活性化の推進 【施策】 施策目標3 地域再生計画の認定</p>

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 高齢者の買物等の支援や間伐による山林保全等の地域再生活動を行う特例民法法人、一般社団・一般財団法人等の経営基盤強化、活動事業費の確保により、こうした人口減少・高齢化時代にふさわしい地域づくり・まちづくりの取り組みの普及と活性化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 特定地域再生計画(仮称)に基づき地方公共団体が指定する法人数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、高齢者の買物等の支援や間伐による山林保全等の地域再生活動を行う特例民法法人、一般社団・一般財団法人等に対する寄附が促され、人口減少・高齢化時代にふさわしい地域づくり・まちづくりの取り組みが進み、上記政策目標の実現に寄与することができる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>(推計) 平成24年度10法人、平成25年度20法人、平成26年度30法人、平成27年度40法人、平成28年度50法人</p>
		② 減収額	<p>(推計) ＜国税＞ 平成24年度15百万円、平成25年度29百万円、平成26年度44百万円、平成27年度58百万円、平成28年度73百万円 ＜地方税＞ 平成24年度6百万円、平成25年度10百万円、平成26年度16百万円、平成27年度20百万円、平成28年度26百万円</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成28年度) 小規模商店の撤退による高齢者等の利便性の低下や、間伐が行われないことによる山林の荒廃等の課題については、特例民法法人や、一般社団・一般財団法人、協同組合等が移動販売等による高齢者の買物等の支援や、間伐による山林保全等の取り組みを行っている地域もある。しかしながら、これらの法人は事業継続のための資金が不足している状況にあり、今後、こうした取り組みの普及と活性化を図る必要がある。 こうした状況を踏まえ、高齢者の買物等の支援や間伐による山林保全等の地域再生活動を行う特例民法法人、一般社団・一般財団法人等に対する寄附金の拠出を促し、その活動を支援することによって、人口減少・高齢化時代にふさわしい地域づくり・まちづくりを実現していくことが必要であり、本特例措置は7①の政策目的の達成に寄与するものと言える。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成28年度) 高齢者の買物等のための支援や間伐による山林保全等の地域再生活動については、政策的意義が高いが、収益性は低く、民間企業ではなく特例民法法人、一般社団・一般財団法人、協同組合等により多くが担われているが、これらの法人に対する支援については、インセンティブの少なさのため積極的な支援は進んでいないのが現状である。 本特例措置により、民間資金の活用が促進され、こうした人口減少・高齢化時代にふさわしい地域づくり・まちづくりのための取り組みの普及と活性化が進むものと見込まれる。</p>

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年度～平成28年度) 人口減少・高齢化時代において、高齢者の買物等の支援や間伐による山林保全等の地域の再生について不可欠であるが収益性の低い活動を支えていくためには、地域の法人から幅広い資金を集める必要がある。 寄附金に係る本特例措置が創設されなければ、高齢者の買物等の支援や間伐による山林保全等の地域再生活動を行う特例民法法人、一般社団・一般財団法人等に対する支援を幅広く集めることが難しく、地域の再生・活性化を実現することができない。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年度～平成28年度) 本特例措置により、地方公共団体が指定する地域再生活動を担う法人の活動が促進され、当該法人が活動することにより、本来であれば、地方公共団体等が自身で対応しなければならぬ公益性の高い事業をこのような法人が担うことが可能となり、急激な人口減少・高齢化時代において歳出増加傾向にある行政コストの削減等につながる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>地域再生に有効、不可欠な役割を果たす地域再生活動に対して、寄附金に係るインセンティブを設けることは、広く民間から志のある資金を集める方法として、認定NPO法人制度、特定公益増進法人制度と同様に有効なものであると考えられる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の支援措置なし</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>特定地域再生計画(仮称)は、地方公共団体が作成した人口減少・高齢化社会等に対応した課題解決のための計画を国が認定するものである。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

特定地域再生計画(仮称)の認定を受けた地方公共団体が指定する法人に対する  
寄附に係る課税の特例措置の創設  
減収見込額の推計

1. 法人税の減収見込み

毎年度全国50地区において特定地域再生計画が認定され、そのうち10地区の計画において1法人が指定され、その法人に対して特定公益増進法人並に寄附が増加するとして試算。

	※1	※2	(税率)	
平成24年度	10法人	× (5,547千円-685千円)	× 30%	≒ 15百万円
平成25年度	20法人	× (5,547千円-685千円)	× 30%	≒ 29百万円
平成26年度	30法人	× (5,547千円-685千円)	× 30%	≒ 44百万円
平成27年度	40法人	× (5,547千円-685千円)	× 30%	≒ 58百万円
平成28年度	50法人	× (5,547千円-685千円)	× 30%	≒ 73百万円

2. 地方税の減収見込額

(法人住民税の減収見込額)

	(税率)	
平成24年度	15百万円 × 17.3%	≒ 3百万円
平成25年度	29百万円 × 17.3%	≒ 5百万円
平成26年度	44百万円 × 17.3%	≒ 8百万円
平成27年度	58百万円 × 17.3%	≒ 10百万円
平成28年度	73百万円 × 17.3%	≒ 13百万円

(事業税の減収額)

	(税率)	
平成24年度	10法人 × (5,547千円-685千円) × 5.3%	≒ 3百万円
平成25年度	20法人 × (5,547千円-685千円) × 5.3%	≒ 5百万円
平成26年度	30法人 × (5,547千円-685千円) × 5.3%	≒ 8百万円
平成27年度	40法人 × (5,547千円-685千円) × 5.3%	≒ 10百万円
平成28年度	50法人 × (5,547千円-685千円) × 5.3%	≒ 13百万円

※1 総収入額が500万円以下の特例民法法人(特定公益増進法人)317法人の平均寄附金額(平成22年度特例民法法人に関する年次報告データから推計)

※2 総収入額が500万円以下の特例民法法人9,713法人の平均寄附金額(平成22年度特例民法法人に関する年次報告データから推計)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	沖縄の国際戦略観光振興地域（仮称）及び自然・文化観光振興地域（仮称）における特例措置	府省名	内閣府
税目	法人税、法人住民税、事業税、事業所税、特別土地保有税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし		○
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし		
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし		
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		⊗
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		⊗
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	説明なし		
その他				
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「平成28年度における沖縄県の入域観光客数約780万人、観光収入約7,000億円、1人当たりの観光消費額85,000円、平均滞在日数4.28日の達成」は、経済情勢等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [将来の見込み]

⑬ 減収額の見込み（国税：（平年度）62百万円、地方税：（平年度）79百万円）と効果を対比して説明しているが（【点検結果表の別紙】⑬参照）、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みの説明に用いられている次の点検項目には課題があるため、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、「観光関連施設の集積とともに、周辺の観光関連施設との相乗効果の発揮や、新たな観光関連施設の呼び込みが図られることによって、さらなる集客力の向上が期待される。これにより、平成28年度には約780万人の入域観光客数を達成するものである」等と説明しているが（【点検結果表の別紙】⑪参照）、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

## 【点検結果表の別紙】

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
- ・沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）  
（目的）  
第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、沖縄の振興の基本となる沖縄振興計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。  
（課税の特例）  
第十六条 同意観光振興計画に定められた観光振興地域の区域内において特定民間観光関連施設（スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設若しくは集会施設又は販売施設（小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものであって、当該施設が当該要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するものに限る。）であって、民間事業者が設置及び運営するものをいう。次条において同じ。）を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。
- ⑩ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
- 本制度により年間5施設の観光関連施設の新設を見込んでおり、本制度の措置期間（5年間）において同様に新設が行われるものとした場合、計25施設が整備される。
- これら観光関連施設の集積とともに、周辺の観光関連施設との相乗的効果の発揮や、新たな観光関連施設の呼び込みが図られることによって、さらなる集客力の向上が期待される。これにより、平成28年度には約780万人の入域観光客数を達成するものである。
- これと同様に、観光関連施設の集積による観光需要の喚起により、1人当たりの観光消費額、滞在日数の増加を達成するものである。
- なお、達成目標の設定に当たっては、次期沖縄振興法制の予定期限である平成33年度を最終目標として沖縄県が設定した下記数値の50%の達成（対平成22年度実績比）を目指すもの。
- （平成33年度目標）入域観光客数1,000万人、観光収入1兆円、  
1人当たりの観光消費額10万円、平均滞在日数4.78日  
（平成22年度実績）入域観光客数572万人、観光収入4,033億円、  
1人当たりの観光消費額70,536円、平均滞在日数3.78日
- ⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

本制度により観光関連施設の集積が図られ、入域観光客数、1人当たりの観光消費額、平均滞在日数、観光収入の増加が見込まれる。これにより地元経済や雇用の改善が図られ、将来の沖縄県、県内市町村における税収増加が期待できる。

観光消費による波及効果について、平成21年度の観光消費額4,418億円による経済波及効果は6,616億円、雇用創出効果は79,471人となっており、その波及効果は非常に大きい。また、観光客の滞在日数が1日延びることにより、観光消費額約1,200億円、経済波及効果約2,000億円、雇用創出効果約2万6千人の増加が見込まれる（出典：「沖縄県における観光消費の経済波及効果」（平成23年3月 沖縄県））。

これらを勘案すると、本制度により入域観光客数、1人当たりの観光消費額、平均滞在日数、観光収入の増加が図られることにより、例えば、観光客がわずか0.1%増加するだけで、約4億円/年間の観光収入が増加（平成22年度：観光客572万人×0.1%×1人当たり観光消費額70,536円）し、また、観光客のわずか0.1%が滞在日数を1日延ばすだけで約2億円/年間の経済波及効果が増加（平成21年度：観光客（569万人）の滞在日数が1日延びた場合の経済波及効果の増加額約2,000億円×0.1%）することとなり、減収額（国税・地方税 計1.4億円/年間）を大幅に上回る効果が見込まれる。



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>沖縄の国際戦略観光振興地域（仮称）及び自然・文化観光振興地域（仮称）における特例措置                  （国12）（法人税：義）                  （地6）（法人住民税、事業税：義、事業所税、特別土地保有税：外）                  【新設・延長・拡充】</p>
2	要望の内容	<p>沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)が平成24年3月31日に期限を迎えることから、次期法制においては、外国人観光客の誘客、観光の高付加価値化等の課題に対応し、地域の特性に応じたきめ細かな観光振興を図るため、同法に基づく観光振興地域を、国際戦略観光振興地域（仮称）及び自然・文化観光振興地域（仮称）に分割することとし、各地域に観光関連施設を新・増設した場合に税制優遇を行うことにより、質の高い観光施設の立地を促進する。</p> <p>【特例措置の内容】</p> <p>(1)国税                  観光関連施設（一定の要件を満たしたスポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設、宿泊施設（スポーツ・レクリエーション施設等の附帯施設と一体的に設置される等の要件を満たすものに限る。）の新・増設に係る投資税額控除（法人税）</p> <p>現行の観光振興地域に係る特例の拡充（機械等 25%、建物等 15%、法人税額の20%限度額の緩和、投資上限額20億円の緩和、建物と附属設備の同時取得要件の緩和）                  ※対象施設は、上記各地域の特性を踏まえたものとする。</p> <p>(2)地方税                  ①上記の観光関連施設に係る事業所等の事業所税の特例                  資産割 課税標準 1/2（5年）                  ②観光関連施設を新・増設した場合に係る法人税負担の軽減が認められた場合、法人住民税（法人税割）及び法人事業税についても同様の効果を適用する（自動連動）。</p>
3	担当部局	内閣府政策統括官（沖縄政策担当）
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>新設                  （参考）現行観光振興地域における租税特別措置の経緯                  平成10年4月 制度創設                  平成14年4月 地域指定要件、対象施設要件の緩和</p>

		平成19年4月 制度の延長及び対象施設の拡充
6	適用又は延長期間	平成24年度から28年度までの5年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠                  《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》                  外国人観光客の誘客、観光の高付加価値化、観光資源の持続的利用を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の更なる発展を目指す。                  《政策目的の根拠》                  ・沖縄振興審議会総合部会専門委員会「沖縄の振興についての調査審議結果報告」（平成23年7月）の「Ⅱ 今後の沖縄振興の在り方」及び「Ⅲ 今後の沖縄振興を進めるに当たって検討すべき課題と方向性」の「1 アジアに開かれた自立型経済の発展に向けた産業の振興」において、沖縄の自立発展のため、リーディング産業である観光産業について、外国人観光客の誘客、観光の高付加価値化、環境保全との両立等の課題が指摘されている。</p>
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け                  ・【政策】沖縄政策の推進一【施策】沖縄における産業振興</p>
		<p>③ 達成目標及び測定指標                  《租税特別措置等により達成しようとする目標》                  ・平成28年度における沖縄県の入域観光客数約780万人、観光収入約7,000億円、1人当たりの観光消費額85,000円、平均滞在日数4.28日の達成。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》                  沖縄県における入域観光客数、観光収入、1人当たりの観光消費額、平均滞在日数                  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》                  入域観光客数、観光収入、1人当たりの観光消費額、平均滞在日数の増加により、観光産業の更なる発展が図られ、沖縄の自立型経済の確立に寄与する。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等                  5施設/年                  沖縄県が把握した今後見込まれる観光関連施設の内容を検討した上で、将来の予測を記載。</p>
		<p>② 減収額                  国税：（平年度）62百万円                  地方税：（平年度）79百万円                  沖縄県が把握した今後見込まれる観光関連施設の内容を検討した上で、各施設ごとに見込まれる減収額を積み上げることにより算定。</p>
		<p>③ 効果・達成目標の実現状況                  《政策目的の実現状況》                  （平成22年度の実績）                  ・入域観光客数：572万人（うち外国人観光客数：28万人）                  ・観光収入：4,033億円</p>

		<p>・観光客一人当たりの県内消費額: 70,536 円</p> <p>・平均滞在日数: 3.78 日</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成 24～28 年度)</p> <p>分析対象期間における当該租税特別措置の政策目的の達成への効果指標として、税制措置適用施設の利用者数を検証。</p> <p>また、前記平成 28 年度における沖縄県の入域観光客数、観光収入、1 人当たりの観光消費額、平均滞在日数の達成目標の実現状況を検証。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 平成 24～28 年度)</p> <p>観光振興への後押しがなくなり、沖縄振興審議会総合部会専門委員会の審議結果報告及びこれに基づいた同審議会会長の内閣総理大臣への意見具申で述べられている沖縄の自立型経済のさらなる発展に支障が生ずる。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成 24～28 年度)</p> <p>入域観光客数、観光収入、観光客の平均滞在日数の増加を通じて、地元雇用の拡大、立地企業からの税收増、観光メニューの高度化、観光客増加による観光資源への負荷の緩和等の効果が見込まれるほか、特例措置の対象に外国人観光客への対応や周辺環境の保全、伝統的景観への配慮等を要件とすることにより、観光関連施設の外国人対応の促進や持続的観光資源の利用等の効果が見込まれる。成長著しいアジアにおいて、国際的な観光地としての地位を強化していくには、質の高いサービスの提供、観光客の利便性の向上が求められおり、上記の効果発生に資するため、沖縄において観光の高付加価値拠点を整備に向けた、投資に係るインセンティブが必要。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>観光産業の振興に当たっては、民間の創意を活用することが極めて重要であるが、他方、観光産業は気象や社会情勢の変動など外的要因の影響を受けやすく、不安定であることが課題。</p> <p>こうした中、本制度は、①民間の創意を活かした投資を促進するものであること、②リスクが大きい初期投資を低減し、将来的に安定した事業を展開する意思がある事業者にとって、中期的な優遇を保障するものであることから、最低限のコストで大きな効果が見込めるものとなっている。加えて、特例措置の対象に外国人観光客への対応や周辺環境の保全、伝統的景観への配慮等を要件とすることにより、観光関連施設の外国人対応の促進や持続的な観光資源の利用に向けた自発的な取組に誘導できるものとなっている。以上のことから、本措置は妥当。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>沖縄県及び市町村による減税措置とあいまって、初期投資のリスクを軽減する多面的な支援措置により、インセンティブの効果を上げる。</p>

		③: 地方公共団体が協力する相当性	質の高い観光関連施設の立地を促進することで、観光客数、観光収入の増加が見込まれ、これにより地元経済や雇用の改善が図られることにより、将来の沖縄県、市町村における税收の増加が期待できる。
10	有識者の見解		・沖縄振興審議会総合部会専門委員会「沖縄の振興についての調査審議結果報告」(平成 23 年 7 月)の「Ⅱ 今後の沖縄振興の在り方」及び「Ⅲ 今後の沖縄振興を進めるに当たって検討すべき課題と方向性」の「1 アジアに開かれた自立型経済の発展に向けた産業の振興」において、沖縄の自立的発展のため、リーディング産業である観光産業について、外国人観光客の誘客、観光の高付加価値化、環境保全との両立等の課題が指摘されている。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

## 減収見込額積算【国税等】

○適用見込み件数

1 宿泊施設	2 件／年
2 宿泊施設以外	3 件／年
① スポーツ・レクリエーション施設	1 件／年 (ゴルフ場)
② 休養施設	1 件／年 (温浴施設)
③ 販売施設	1 件／年 (デパート)

法人税		
宿泊施設控除額(2施設)	+	宿泊施設以外控除額(各1施設)
9,919 千円		3,030 千円 ①
		1,275 千円 ②
		48,031 千円 ③
※取得額は20億限度、法人税額控除額は20/100を限度、控除しきれない場合は翌年度以降4年繰越		
<b>特例控除額(初年度)</b>		<b>62,255 千円</b>

## 減収見込額積算【地方税】

○適用見込み件数

1 宿泊施設	2 件／年
2 宿泊施設以外	3 件／年
① スポーツ・レクリエーション施設	1 件／年 (ゴルフ場)
② 休養施設	1 件／年 (温浴施設)
③ 販売施設	1 件／年 (デパート)

法人事業税		
宿泊施設控除額(2施設)	+	宿泊施設以外控除額(各1施設)
10,308 千円		3,149 千円 ①
		1,325 千円 ②
		49,915 千円 ③
<b>特例控除額(初年度)</b>		<b>64,697 千円</b>
事業所税		
宿泊施設控除額(1施設)		
6,300 千円		
<b>特例控除額(初年度)</b>		<b>3,150 千円</b>
※法人県民税(税割)		
宿泊施設控除額(2施設)	+	宿泊施設以外控除額(各1施設)
575 千円		176 千円 ①
		74 千円 ②
		2,786 千円 ③
<b>特例控除額(初年度)</b>		<b>3,611 千円</b>
※法人市町村民税(税割)		
宿泊施設控除額(2施設)	+	宿泊施設以外控除額(各1施設)
1,220 千円		373 千円 ①
		157 千円 ②
		5,908 千円 ③
<b>特例控除額(初年度)</b>		<b>7,658 千円</b>

**合計 79,116 千円**

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	国際物流拠点産業集積地域（仮称）における税制上の特例措置	府省名	内閣府
税目	法人税、事業税、法人住民税、事業所税、特別土地保有税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「概ね10年間で国際物流拠点産業の総生産額約50億円、雇用数500人の創出」は、物流ハブ活用推進事業及び規制緩和等他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [将来の見込み]

⑬ 減収額の見込みと効果を対比して説明しているが（【点検結果表の別紙】⑬参照）、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みの説明に用いられている次の点検項目には課題があるため、将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

⑦ 適用数の将来推計について、旧エリアにおいては予測されていないため、適用の見込みが不透明である。

⑪ 達成目標の実現状況の将来予測について、「毎年、総生産額5億円、雇用数50人が創出され10年で目標達成を目指す」と説明しているが（【点検結果表の別紙】⑪参照）、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

## 【点検結果表の別紙】

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①「政策目的の根拠」欄への補足説明）  
政策目的の根拠となる規定については、評価書に記載をした沖縄振興特別措置法第一条において、「沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、特別の措置を講ずることにより、沖縄の総合的かつ計画的な振興を図る」とされ、その中で、自由貿易地域、特別自由貿易地域の振興を図ることを目的として、同法第四十一条、第四十二条において「自由貿易地域」「特別自由貿易地域」を指定するとともに、同法第四十八条において、同指定地域等に対して「租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用がある」とされている。  
なお、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄振興審議会が内閣総理大臣に申し出た意見においても、「民間主導の自立型経済の発展」、「我が国及びアジア・太平洋地域の発展に寄与する21世紀の『万国津梁』の形成」という基本方向の下、先述の地理的特性や亜熱帯・海洋性の貴重な自然、沖縄独特の国際色豊かな歴史・文化など、沖縄の持つ様々な地域特性を最大限に発揮して、沖縄振興を進めていくことが求められている」とされており、沖縄振興審議会総合部会専門委員会による「沖縄の振興についての調査審議結果報告」においては製造業の立地が国際貨物ハブを活用するコスト競争力のある高付加価値型の産業の集積を積極的に図っていくべきである、と報告されている。  
また、川端大臣は「政府の中でそれが最大限前向きに実現するようにということが私の仕事であります。」と発言されており、このような意見、調査報告を踏まえて国際物流拠点産業集積地域（仮称）を創設するものである。
- ⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
進出見込件数については現特別自由貿易地域が制度開始以来12年間で立地企業数27社を数え、年平均約2社である。したがって、実績ベースでも20社進出するのに10年の期間が必要であり、次期沖縄振興特別措置法の期限10年と合致している。
- ⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
事業所税については3百万円/年の減収見込を想定。  
（前提）10,000㎡のロジスティックスセンター立地  
（算式） $10,000 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円} \times 1/2 = 3,000 \text{ 千円}$
- ⑩ 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）  
現在特別自由貿易地域及び自由貿易地域に立地している企業の1社当たりの売上平均(2.5億円)と平均従業員数(25人)の実績を基に⑦で説明した年間2社の進出が想定されることから、毎年、総生産額5億円、雇用数50人が創出され10年で目標達成を目指すとして予測している。
- ⑬ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

毎年立地する企業が2社あり、アジアの中心に位置するという地理的優位性を活用し、近隣諸国の活力を取り込んでいったならば、3年平均の実績を基にして算出した減収額が見込まれ、更に臨空・臨海型産業の企業誘致や国全体の経済発展にも波及効果が期待でき、10年間で立地した企業数20社、立地した企業の減収（1社平均6百万円）合計：120百万円をピークに年々税収が上昇することになり、将来的には税収が減収額を上回る効果があると考えられる。

- ⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）  
税制措置については、より多くの企業の判断に影響を及ぼすことが可能であり、対象とする国際物流拠点産業の設備投資及び雇用の拡大等の効果が期待できる。
- ⑮ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）  
予算措置は、国際航空物流ハブを利用した航空貨物便の誘致、県産品の販路拡大等、租税特別措置等は、企業の立地及び設備投資の促進を目的としており、いずれも国際物流拠点産業の集積や発展を目的としているものの、手段が異なる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国際物流拠点産業集積地域（仮称）における税制上の特例措置 （国14）（法人税：義） （地7）（事業税、法人住民税：義、事業所税、特別土地保有税：外） 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	<p>1 国税（法人税）関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自由貿易地域及び特別自由貿易地域を発展的に拡充し、国際物流拠点産業集積地域制度（仮称）（対象地域：現在的那覇空港・那覇港周辺地域・中城湾港等を想定）を創設する。</li> <li>アジア等の外資系金融業の集積を促進するため、対象法人に「内国法人」だけでなく「外国法人」を追加。</li> <li>優遇制度適用対象業種の拡大（無店舗小売業、機械修理業、貸倉庫業を追加）</li> <li>適用対象法人の要件緩和             <ul style="list-style-type: none"> <li>①「新設から10年」を「認定から10年」とし、更に、対象地区内新設法人のみでなく、対象地域内に本店事務所を移転した既設法人も対象。</li> <li>②「専ら」要件を緩和。</li> </ul> </li> <li>現行の特定地域内において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の拡充（控除率の引上げ）             <ul style="list-style-type: none"> <li>①所得控除関係 所得税額控除 35%⇒55%</li> <li>②投資税額控除関係 償却率 機械等・15%⇒25%、建物等・8%⇒15% （控除制限（法人税額20%上限）の撤廃） 建物と建物付属設備同時取得の撤廃 取得価格上限（20億円）の撤廃</li> <li>③特別償却関係（新規） 償却率 機械等・50%、建物等・25% 建物と建物付属設備の別取得の適用</li> </ul> </li> </ul> <p>2 地方税関係</p> <p>(1) 国際物流拠点産業集積地域（仮称）内において、上記優遇制度の適用を受けた場合に係る法人税負担の軽減が認められた場合、法人住民税（法人税割）及び法人事業税等についても同様の効果を適用する（自動連動）。</p> <p>(2) 国際物流拠点産業集積地域における事業所税の軽減措置及び特別土地保有税の非課税措置</p>
3	担当部局	代表 TEL:03-3581-5171 FAX:03-3581-9761 内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付企画担当参事官室 産業振興担当参事官室
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年4月:創設 平成14年4月:延長 平成19年4月:延長
6	適用又は延長期間	平成29年3月31日

7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>近年のアジア諸国の経済成長は目覚ましく、将来的には中国、インド、ASEANなど我が国を上回る経済圏が出現するとともに、これらの間の経済交流が、今後ますます増大することは確実と見込まれている。このような中で、沖縄が、我が国を含むアジアのハブに位置しており、その地理的特性を生かした沖縄の振興を図っていくことが重要である。</p> <p>一昨年10月に開始された那覇空港を拠点とした国際貨物ハブ事業により、那覇空港の国際貨物取扱量は、中部国際空港を抜いて、成田空港、関西空港について我が国第3位の規模となっている。24時間空港である那覇空港を拠点に、日本を含むアジア主要8都市が極めて効率的に結ばれており、アジアにおけるジャストインタイムシステムの重要なインフラとなっている。</p> <p>これまで沖縄は、物流コストが高いことに加え、台風などの気象の影響により物流が途絶えてしまうリスクがあることから、製造業の立地が進んでこなかったが、国際貨物ハブの開始により、新たな臨空・臨港型産業（国際物流拠点産業）の立地が始まりつつある。</p> <p>国際物流拠点産業の集積は平成24年度からの新たな沖縄振興に向けた主要施策の一つでもあり、観光や情報に次ぐ沖縄県のリーディング産業と位置づけ、併せて、那覇空港、那覇港及び中城湾港の国際競争力を向上させ、沖縄の自立型経済の構築を図る。</p> <p>今後、アジアの中心に位置するという沖縄の地理的優位性を活用し、近隣諸国の成長や活力を効果的に取り込み、沖縄だけではなく我が国全体の経済発展にも波及効果が期待できるものと考えられ、国際物流拠点産業の集積を新たな沖縄振興の重要な柱のひとつと位置づけ、支援施策を行っていくことが必要である。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《政策目的の根拠》</p> <p>沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号） 沖縄振興計画（平成14年7月10日内閣総理大臣決定）</p> <p>政策分野「沖縄政策」 政策「沖縄政策の推進」 施策「沖縄における産業振興」 （沖縄県：沖縄21世紀ビジョン、第Ⅱ部(3)の3）</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>概ね10年間で国際物流拠点産業の総生産額約50億円、雇用数500人の創出を見出す。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>10年間で臨空・臨港型産業の</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①総生産額の増加額</li> <li>②新たな雇用数の増加数</li> </ul> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>国際物流拠点の形成は、沖縄振興における重要分野であることから、「国際物流拠点産業集積地域」（仮称）における国際貨物の取扱量の増加は政策目的の達成に寄与するもの。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成23年度中の国会において、現行の沖縄振興特別措置法の後継となる法律が成立した後、速やかに「国際物流拠点産業集積地域」を指定し、平成24年度から税制の特例措置が活用されることを見込む。</p> <p>※国際物流拠点産業集積地域・那覇空港・那覇港周辺地域・中城湾</p>

		港等を想定
	② 減収額	平年度の減収見込額 20 百万円 (制度自体の減収額) ( - 百万円)
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》 「国際物流拠点産業集積地域」に集積される産業については、沖縄振興における重要分野であることから、関連産業の集積や国内外への普及展開のための施策を講ずることで、政策目的を実現することができる。  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 以下の優遇制度適用実績(自由貿易地域及び特別自由貿易地域)がある。 (平成 14 年～平成 21 年度) ・所得控除・32百万円(延6社) ・投資税額控除・27百万円(延12社) ・特別償却・132百万円(延4社)  《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 租税特別措置等と予算措置等との相乗効果により、民間活力主導による沖縄振興における重要分野を担う企業等の集積が進まず、沖縄における自主型経済の発展に寄与できない。  《税収減を是認するような効果の有無》 租税特別措置法により沖縄振興における重要分野を担う企業等の集積を促進し、民間事業者等の活力を最大限引き出すことが期待される。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 高度モノづくり産業を始めロジスティックセンター及びリペアセンター等の国際物流拠点産業を国内企業だけでなく、「沖縄」という立地を生かしたアジア等の外資系企業の集積を促進するためには、一定の要件を満たすことにより特例を受けることができる税制措置を講じることが効果的である。  ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 「国際物流拠点産業集積地域」に集積される産業については、沖縄振興における重要分野であることから、関連産業の集積や国内外への普及展開のための施策を講ずることで、政策目的を実現することができる。  ③ 地方公共団体が協力する相当性 —
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

### 国際物流拠点産業集積地域(仮称)の所得控除、投資税額控除及び特別償却に関する減収見込額

【税制優遇措置を利用した企業に対するアンケート等をもとに推計】

旧エリア(特自貿・自貿)平成20年から22年度の実績				アンケートによると、 ・投資税額控除のうち、8%が建物、92%が機械 ・特別償却による償却費のうち、100%が機械
年度	所得控除	投資税額控除	特別償却	
20	【2】 18,923	【1】 882	0(H16:42,731 【1】)	3年の実績をもとに、率を拡充した場合の減収額を計算すると、 【所得控除分(実績:6社)】 =(34,420÷3年÷35%×55%×30%(税率))=5,409・①
21	【2】 12,317	【1】 1,006	0(H17:63,928 【1】)	【投資税額控除分(実績:5社)】 =(7,418÷3年×8%÷8%×15%)+(7,418÷3年×92%÷15%×25%) =4,162・②
22	【2】 3,180	【3】 5,530	0(H18:24,598 【1】)	【特別償却分(実績:3社)】直近3年は実績がないが過去の実績 (平成16～18年)を参考とする =(131,257÷3年×100%÷50%×50%×30%(税率))=13,126・③
合計	【6】 34,420	【5】 7,418	0(合計:131,257 【3】)	
	【1】適用法人数		(1)過去の実績	

選択課税のため、(①+②+③)÷3=7,566 →単年度では、8百万円

### 新エリア(那覇港・那覇空港周辺地域)を拡大することによる効果

→新規エリア 7.8ha ÷ 3,769㎡(1社平均) = 20社  
・新沖振法(10年)を想定し、3年で6社の進出を想定(1年で2社の進出を想定)  
【所得控除分(想定:2社)】  
=34,420÷6社×2社÷35%×55%×30%(税率)=5,409・④  
【投資税額控除分(想定:2社)】  
=(7,418÷5社×2社×8%÷8%×15%)+(7,418÷5社×2社×92%÷15%×25%)=4,995・⑤  
【特別償却分(想定:2社)】  
=(131,257÷3社×2社×100%÷50%×50%×30%(税率))=26,251・⑥  
※3年6社合計(36,655)を単年度(2社)に割り戻す  
=(④+⑤+⑥)÷3年=12,218  
【合計】=12,218 →単年度では、12百万円

それぞれの効果を反映した場合、減収見込み=20百万円と推計

## ○ 国際物流拠点産業集積地域(仮称)地方税減税見込額

### I 旧エリア(特自貿・自貿)の地方税の減税見込額について

#### 1. 固定資産税減免額

	平成20年	平成21年	平成22年	合計	1社平均 ①
固定資産税(実績)	32,564	18,344	10,110	61,018	1,387
固定資産税納付企業数(実績)	18	13	13	44	

#### 2. 不動産取得税減免額

	平成20年	平成21年	平成22年	合計	1社平均 ②
不動産取得税(実績)	5,911	0	0	5,911	1,970
不動産取得税納付企業数(実績)	3	0	0	3	

#### 3. 法人事業税減免額

	平成20年	平成21年	平成22年	合計	1社平均 ③
法人事業税(実績)	15,876	772	1,120	17,768	1,777
法人事業税納付企業数(実績)	5	3	2	10	

◎旧エリアの減収見込額 28,232 千円(①~③の実績合計÷3年)

### II 新エリア(那覇港、那覇空港)の地方税の減税見込額について

#### 1. 固定資産税の減収見込額

$$\text{①} \times 2\text{社}^{\ast 1} = 2,774 \text{ 千円} \cdot \text{④}$$

※1・新規エリア進出企業数(7.8ha(新規エリア) ÷ 3,769㎡(1社平均) ≒ 20社  
∴1年当たり2社の進出を想定

#### 2. 不動産取得税の減収見込額

$$\text{②} \times 2\text{社}^{\ast 1} = 3,940 \text{ 千円} \cdot \text{⑤}$$

#### 3. 法人事業税の減収見込額

$$\text{③} \times 2\text{社}^{\ast 1} = 3,554 \text{ 千円} \cdot \text{⑥}$$

◎新エリア減収見込額 10,268 千円(④+⑤+⑥)

### III 国際物流拠点産業集積地域(仮称)の地方税の減税見込額について

(単年度)

$$\text{I} + \text{II} = 38,500 \text{ 千円}$$



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	沖縄の情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区における税制上の特例措置	府省名	内閣府
税目	法人税、事業税、法人住民税、事業所税、特別土地保有税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input checked="" type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑦ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「平成33年度までに情報通信産業就業者数：5.5万人雇用、企業誘致数：300社」は、適用対象法人の経営状況等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明されていない。

⑥ 本租税特別措置等の適用数の過去の実績について、地方税では平成19年度79件、20年度67件、21年度70件と把握しているが、本租税特別措置等が適用され得る法人、地域等の全体数からみて想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明されていない。

(3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]

⑫ 減収額の実績と効果を対比すべきところ、情報通信関連産業の雇用者数等の推移が説明されることとなり、過去における本租税特別措置等の税収減を是認するような効果に疑問がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標の実現状況について、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みが不透明である。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑪ 達成目標の実現状況について予測されていないため、将来における本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みが不透明である。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①「政策目的の根拠」欄への補足説明）  
 政策目的の根拠となる規定については、評価書に記載をした沖縄振興特別措置法第一条において、「沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ、特別の措置を講ずることにより、沖縄の総合的かつ計画的な振興を図る」とされ、その中で、情報通信産業の振興を図ることを目的として、同法第二十八条において「情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区」を指定するとともに、同法第三十一条において、同指定地域等に対して「租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用がある」とされている。
- ⑥ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 現状としては、中小企業が大部分を占める関係事業者において、機械設備等の最低取得価格や建物と建物附属設備同時取得要件によって、それぞれ投資の内容等が制度の要件に至っていない状況が主たる要因と見ている。
- ⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 平成33年度までの推計については、直近過去3年の実績の平均を将来の見込みとして算出を行っている。
- ⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
 平成33年度までの推計については、直近過去3年の実績の平均を将来の見込みとして算出を行っている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

<p>1 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称</p>	<p>沖縄の情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区における税制上の特例措置                  （国15）（法人税：義）                  （地10）（事業税、法人住民税：義、事業所税、特別土地保有税：外）                  【新設・延長・拡充】</p>
<p>2 要望の内容</p>	<p>1 国税要望                  （情報通信産業振興地域）                  ① 対象事業の見直し                  ・情報通信産業へのインターネット付随サービス業（ASP等）の追加                  ・情報通信技術利用事業へのBPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）の追加                  ② 投資税額控除の拡充                  ・控除率の拡大 機械等・・・15%⇒25%、建物等・・・8%⇒15%                  ・建物と建物附属設備同時取得要件の廃止                  ・投資税額控除の法人税額20%限度要件の撤廃                  ・最低取得価格の引下げ                  1000万円以上⇒機械等・・・280万円以上、建物等・・・500万円以上                  ・取得価格上限（20億円）の緩和                  ③ 特別償却の新設（投資税額控除との選択制）                  ・償却率 機械等・・・50%、建物等・・・25%                  ・建物と建物附属設備の別取得の適用                  （情報通信産業特別地区）                  ① 対象法人に「内国法人」だけでなく「外国法人」を追加。                  ② 対象業種として、バックアップセンター、セキュリティデータセンター（個人情報保護データセンター等）等を追加                  ③ 対象地域として、うるま市を追加。                  ④ 適用対象法人の要件緩和                  ・「新設から10年」を「認定から10年」とし、更に、対象地区内新設法人のみでなく、対象地域内に本店事務所を移転した既設法人も対象。                  ・「専ら」要件を緩和。                  ⑤ 所得控除率の拡大 35%⇒55%</p> <p>2 地方税                  国税に合わせて、情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区において、新設された、対象業種の事業用に供される施設に係る事業所税を減免する特例措置の適用期限（平成24年3月</p>

		31日)を5年間延長する。 (特例措置の具体的な内容) 事業所税のうち資産割の課税標準の特例の延長 事業所税 資産割 課税標準 1/2 (5年間) また、情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区制度において対象事業の見直し(追加)等国税の拡充が認められた場合、併せて、法人税額の特別控除を行う。
3	担当部局	内閣府 政策統括官(沖縄政策担当)付 産業振興担当参事官室
4	評価実施時期	平成23年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	1 国税 平成10年 情報通信産業振興地域 創設 平成14年 5年間延長。情報通信産業特別地区 創設 平成19年 5年間延長。情報通信業特別地区における認定法人の所得控除投の5年間延長及び拡充(常時使用人数要件20名以上を10名以上) 2 地方税 平成10年 創設(情報通信産業振興地域における特別土地保有税及び事業所税の非課税措置) 平成14年 5年間延長。情報通信産業特別地区 創設 平成19年 5年間延長。情報通信業特別地区における認定法人の所得控除等の拡充(常時使用人数要件20名以上を10名以上)
6	適用又は延長期間	5年間延長(平成24年4月1日から平成29年3月31日まで)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 情報通信技術は、距離や時間を超越してヒト、モノ、カネ、情報を結びつけることが可能であり、島しょ県である沖縄において大消費地や原料供給地から離れているというデメリットの影響を受けにくいことから、情報通信関連産業は、観光産業に続く沖縄のリーディング産業として、今後とも期待される分野である。これまで、労働集約型のコールセンターの集積が進んできたが、今後は、BPO(ビジネス・プロセス・アウトソーシング)関連企業の更なる集積など一層の高付加価値化への取組が急務であり、沖縄の自立的経済の構築にとって必要不可欠である。 近年、アジア諸国の成長が著しく、クラウドコンピューティングやオフショアリングなど新たな分野の発展も背景として、アジアに近い沖縄の地理的特性は改めて注目されている。今後、我が国の産業がアジアをはじめとしたグローバルな事業展開を行う際に沖縄の果たす役割は大きく、沖縄に情報通信産業を集積させることは、日本の成長戦略の中でも大きなポイントとなる。 《政策目的の根拠》

		沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)														
	② 政策体系における政策目的の位置付け	【政策分野】 沖縄政策 【政策】 沖縄政策の推進 【施策】 沖縄における産業振興														
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 沖縄県の自立的経済の構築及び我が国の経済成長に寄与するような拠点形成を図ることを目標とする。特に、情報通信関連産業の集積は、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、他の産業の高度化・多様化への波及効果によって、産業振興に寄与することが期待できる。 そのため、本制度では、情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区における企業の集積(進出企業数)及び同企業等の進出によって生じる雇用者数を測定指標として制度を評価する。 なお、本件目標は、個別の税制項目ごとのものではなく、国税・地方税を含めた特別措置全体によって実現を目指すものである。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 平成33年度 達成目標 ○情報通信産業就業者数 5.5万人雇用 (平成22年度時点で25,339人の実績) ○企業誘致数 300社 (平成24年から) なお、本制度は、沖縄振興特別措置法に基づき制度化されており、同措置法の時限期間である10年間を目標時期としている。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 沖縄県の自立的経済の構築及び我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られる。 また、更なる情報通信関連産業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業への波及効果、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。														
8	有効性等	① 適用数等 情報通信産業特別地区を含む情報通信産業振興地域における投資税額控除制度の適用実績等 1 国税 ・平成14~21年度 累計20件  近年の実績(過去5年間) <table border="1"> <tr> <td>投資税額</td> <td>H17</td> <td>H18</td> <td>H19</td> <td>H20</td> <td>H21</td> <td>累計</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5">免除額(件数)</td> <td></td> </tr> </table>	投資税額	H17	H18	H19	H20	H21	累計		免除額(件数)					
投資税額	H17	H18	H19	H20	H21	累計										
	免除額(件数)															

控	408(5)	458(6)	272(2)	248(1)	271(1)	2,324(20)
---	--------	--------	--------	--------	--------	-----------

額単位 百万円

・平成33年度までに 累計36件適用見込み

2 地方税

・平成12～21年度 累計516件

近年の実績(過去5年間)

地方 税適 用額 等	H17	H18	H19	H20	H21	累計
	免除額(件数)					
	238	210	407	205	268	1,895
	(58)	(66)	(79)	(67)	(70)	(516)

額単位 百万円

・平成33年度までに 累計1,400件適用見込み

② 減収額

情報通信産業特別地区を含む情報通信産業振興地域における事業所税等地方税の適用実績等

1 国税

・平成14～21年度 累計 2,324百万円

近年の実績(過去5年間)【適用数の項から再掲】

投資 税額 控除	H17	H18	H19	H20	H21	累計
	免除額(件数)					
	408(5)	458(6)	272(2)	24(1)	271(1)	2,324(20)

額単位 百万円

・平成33年度までに 累計5,500百万円適用見込み

2 地方税

平成12～21年度 1,895百万円

近年の実績(過去5年間)【適用数の項から再掲】

地方 税適 用額 等	H17	H18	H19	H20	H21	累計
	免除額(件数)					
	238	210	407	205	268	1,895
	(58)	(66)	(79)	(67)	(70)	(516)

額単位 百万円

・平成33年度までに 累計5,400百万円適用見込み

③ 効果・達成目標の実現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成10年～平成23年)  
本措置は新規立地企業の初期投資負担を軽減するものであり、情報通信産業の集積を促し、同産業への雇用の確保に寄与している。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成10年～平成23年)

平成23年1月時点で、情報通信産業振興地域への進出企業数は216社であり、平成23年度目標の200社を達成している。

また、進出企業による雇用者数が20,212人に達している。一方で、平成23年度の県内における情報通信関連産業の雇用者数の数値目標は33,700人であるのに対して平成22年度時点での県内実績は25,339人となっている。しかし、現在の数値目標が平成20年3月に22,400人から上方修正された目標であり、かつ、同年9月に生じたリーマンショックによって全世界的な大幅な景気後退が生じた経済情勢等を考慮すると、見直し前の当初目標を達成している現状は相当の成果を得ていると判断される。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成10年～平成23年)

効果・達成目標の実現のとおり、施策効果は発揮されているところ情報通信産業振興地域制度が拡充又は延長されなかった場合その効果が減じられ、沖縄振興審議会にもある、観光産業に続くリーディング産業である情報通信産業の振興による経済発展が阻害される可能性が高い。特に、今後一層の集積に加えて、関連企業の高付加価値化による経営基盤等の強化を図っていくことが必要であり、租税特別措置の拡充延長が必要不可欠である。

《税収減を是認するような効果の有無》

(分析対象期間:平成10年～平成23年)

- 情報通信産業に係る県内総生産の増加  
1,391億円(平成12年度) → 2,252億円(平成18年度)
- 雇用者数の増加  
8,600人(平成12年度) → 25,339人(平成22年度)
- 県外からの誘致企業数(累計)  
54社(平成14年7月末) → 216社(平成22年度)

9 相当性

① 租税特別措置等によるべき妥当性等

情報通信関連産業は、沖縄におけるリーディング産業となっており、情報通信振興地域制度に係る税制インセンティブの強化を行うことにより、投資促進とともに、社会基盤としての情報通信技術の利活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業の高度化・多様化への波及効果に寄与し、新たな雇用の創出及び積極的な人材育成を図ることができる。また、税制の活用は、沖縄特別措置法(法第31条 課税の特例等)に明示されているものである。さらに、情報通信関連企業のほとんどがインキュベーション施設等の建物を賃借しており、また、自社の業務にあわせた建物のカスタマイズが必要となるため、建物と附属設備の同時取得要件を緩和することが合理的であるなど、今回の税制要望による拡充を図るべきものである。

② 他の支援措置や義務付け等との役割分担

予算措置等直接的な重複はないが、必要に応じて予算措置と税制制度の役割分担によって、企業立地促進及び立地企業振興の双方によって産業振興を図る。税制が、課税の対象となる法人全般

		<p>に対して影響を与えるに対して、予算措置は、実施時点における政策の優先順位によって特定の分野に対して行われる。その相乗効果をもって情報通信産業分野に振興を図り、沖縄県の自立的経済の構築に資するものである。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本措置の要望は、沖縄県から提出されたものであり、本措置の実現により、沖縄県内の産業が活性化され、沖縄県及び県内の地方公共団体の税収の増加をもたらすと考えられる。</p>
10	有識者の見解	<p>沖縄振興審議会総合部会専門委員会報告：沖縄の振興についての調査審議結果報告(平成23年7月報告) (報告抜粋)</p> <p>Ⅲ 今後の沖縄振興を進めるに当たって健闘すべき課題と方向性</p> <p>1. アジアに開かれた自立型経済の発展に向けた産業の振興</p> <p>(2) 情報通信関連産業</p> <p>「情報通信関連産業は、島しょ県である沖縄県においても、大消費地や原料供給地から離れているというデメリットの影響を受けにくく、観光産業に続く<u>沖縄のリーディング産業</u>として、<u>今後とも期待される分野</u>である。」</p> <p>「今後、我が国産業がアジアを始めとしたグローバルな事業展開を行う際に沖縄の果たす役割は極めて大きく、<u>沖縄に情報通信産業を集積させることは、日本の成長戦略の中でも大きなポイントになる</u>」等の提言を受けている。</p> <p>沖縄振興審議会は、沖縄振興特別措置法により設置が定められており、他沖縄の振興に関する重要事項を調査審議するとともに、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることを所掌事務とし、沖縄県知事、議会関係者、学識経験者により組織されている。なお、専門委員会報告は、平成23年7月に開催された同審議会において了承されているものである。</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>※租特の事前評価を行うことが初めての場合は記載の必要なし。</p>

要望の措置による減収見込額について

○投資税額控除

(建物・構築物)

(企業数) (投資額)

10社 × 100百万円 × 15% = 150百万円

(機械・設備)

(企業数) (投資額)

10社 × 50百万円 × 25% = 125百万円

○特別償却

(建物・構築物)

(企業数) (投資額)

10社 × 100百万円 × 30% × 25% = 75百万円

(機械・設備)

(企業数) (投資額)

10社 × 50百万円 × 30% × 50% = 75百万円

○法人所得控除

(認定企業数) (所得額)

1社 × 20百万円 × 30% × 55% = 3百万円

計 428百万円

### 減収見込額について

● 実績3年間(H19～H21)事業所税の免税実績の単年度平均値により算出。  
→ 3百万円

(単位:千円)

	H12		13		14		15		16		17		18		19		20		21		総計	
	件数	免除額	件数	免除額	件数	免除額	件数	免除額	件数	免除額	件数	免除額	件数	免除額	件数	免除額	件数	免除額	件数	免除額	件数	免除額
事業税(県税)	0	0	3	20,686	4	47,445	4	55,698	5	47,288	4	123,682	6	53,006	9	81,903	4	49,380	7	34,218	46	513,306
不動産取得税(県税)	0	0	3	9,013	2	10,787	3	44,081	0	0	3	518	5	6,793	4	27,124	0	0	1	25,467	21	123,783
固定資産税(市町村税)	6	10,932	6	8,389	41	91,374	43	106,370	48	110,796	49	112,681	53	149,687	64	294,985	61	152,740	61	205,321	432	1,243,274
事業所税(市町村税)	0	0	2	535	2	897	2	897	2	897	2	1,042	2	763	2	3,355	2	3,355	1	2,928	17	14,669
合計	6	10,932	14	38,623	49	150,503	52	207,046	55	158,981	58	237,923	66	210,249	79	407,367	67	205,475	70	267,934	516	1,895,032

\* 県税務課・市町村課の資料による。

事業所税、過去平均(実績3年:H19～H21)

3,213

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	経営革新計画の承認を受けた沖縄の特定中小企業者に係る特例措置	府省名	内閣府
税目	所得税、法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	◎
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

【○】：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 【※】：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 【◎】：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）は、「特定中小企業者の経営革新支援件数を年平均 16 件」を目標としているが、経営革新支援件数は本租税特別措置等による支援のほか経営革新支援制度による支援等があり、また、「平成 19 年度～22 年度においては 34 件の経営革新を支援」したとしているが、そのうち本租税特別措置等の適用は 8 件のみであるため、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。（測定指標（設備投資額）については、【点検結果表の別紙】④参照）

なお、例えば、本租税特別措置等を利用した企業への役立ち度調査等を利用するなど、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明確な指標を用いて評価を行うという方法も考えられる。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [過去の実績]

⑫ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果が不透明である。

また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑩ 達成目標の実現状況について、「平成 19 年度～平成 22 年度においては 34 件の経営革新を支援」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

⑬ 減収額の見込み（平成 23 年度以降、毎年度 16 百万円）と効果を対比すべきところ、定性的に「経営革新の実現により、各企業の経営力の向上の他、沖縄経済の活性化に資するものと思料」と説明することとなり、その根拠が明らかでないため、本租税特別措置等の将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑭ 達成目標（特定中小企業者の経営革新支援件数を年平均 16 件）の実現状況の将来予測について予測されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みが不透明である。

注 1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注 2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

前回要望時においては、「特定中小企業者の経営革新による経営の向上」を目標としていたところであり、平成19年度～22年度において支援した企業のうち6社が目標を達成しており、未達企業についてはその理由を分析したうえで評価書に記載している。

④ 測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》欄への補足説明）

沖縄県内の設備投資実施方針D Iによると、平成19年度～22年度における沖縄県内の企業については、設備投資を抑制する企業が設備投資を実施する企業を上回る状況にある中、経営革新計画承認企業のうち、19年度～22年度にフォローアップ調査を行った企業については、設備投資を実施する企業が抑制する企業を上回っており、また、このうち約5割の企業が税制措置の適用を目的とした設備投資計画を策定していることから、当該措置の存在が大きく影響していると考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	経営革新計画の承認を受けた沖縄の特定中小企業者に係る特例措置 (国税:17)(法人税:義、所得税:外) (地方税:11)(法人住民税、事業税:義)  【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	・沖縄振興特別措置法により読み替えて適用される中小企業新事業活動促進法に規定する経営革新計画の承認を受けた特定中小企業者等が取得した機械装置等について、以下の通り投資税額控除又は特別償却の特例を認める措置の延長。(対象業種については一部見直しを実施) ＜税額控除＞ ○機械・装置、器具・備品: 取得価額の15% ○建物・附属設備: 取得価額の8% ○繰越:4年間 ＜特別償却＞ ○機械・装置、器具・備品:34% ○建物・附属設備:20%
3	担当部局	内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付 産業振興担当参事官室
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成14年度 創設 平成19年度 延長
6	適用又は延長期間	平成24年4月～平成29年3月5年
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 沖縄振興特別措置法に基づき、中小企業新事業活動促進法の特例措置を講じ、やる気と能力のある中小企業の経営革新を支援し、沖縄の経済発展に資することを目的とする。  《政策目的の根拠》 沖縄振興特別措置法(平成14年3月31日法律第14号)(抜粋) (中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律)の特例 第六十六条 内閣総理大臣及び経済産業大臣は、特定中小企業者(沖縄においてその業種における経営革新(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第六項に規定する経営革新をいう。以下この条において同じ。))による経営の向上の促進が沖縄の経済の振興に資すると認められる業種であつて政令で定めるもの(以下この条において「特定業種」という。)に属する事業を行う沖縄の中小企業者をいう。以下この条において同じ。)及び特定組合等(特定中小企業者により構成される同法第二条第四項に規定する組合等をいう。以下この条において同じ。)が単独で又は共同で行おうと



する特定業種に属する事業に係る経営革新に関する指針(以下「沖縄経営革新指針」という。)を定めなければならない。

2 沖縄経営革新指針には、沖縄の中小企業の特性に即し、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 経営革新の内容に関する事項

二 経営革新の実施方法に関する事項

三 経営革新の促進に当たって配慮すべき事項

3 内閣総理大臣及び経済産業大臣は、沖縄経営革新指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、中小企業者の事業を所管する大臣に協議しなければならない。

4 内閣総理大臣及び経済産業大臣は、沖縄経営革新指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 特定中小企業者及び特定組合等が単独又は共同で行おうとする特定業種に属する事業に係る経営革新についての中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第九条第一項	中小企業者及び組合等(以下この節及び附則第四条第一項において「中小企業者等」という。)	特定中小企業者等(沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第六十六条第一項に規定する特定中小企業者(以下単に「特定中小企業者」という。))及び同項に規定する特定組合等(以下単に「特定組合等」という。)をいう。以下同じ。)
	中小企業者等が	特定中小企業者等が
	連合会を	連合会(特定組合等に該当するものに限る。)を
	出資して会社	出資して会社(同法第六十六条第一項に規定する特定業種に属する事業を行う沖縄の会社に限る。以下この項において同じ。)
	経済産業省令	内閣府令・経済産業省令
	行政庁	沖縄県知事
第九条第二項第五号	組合等	特定組合等
第九条第三項	行政庁	沖縄県知事
第九条第三	基本方針	沖縄振興特別措置法第六十六条第

項第一号		一項に規定する沖縄経営革新指針
第十条第一項	中小企業者等	特定中小企業者等
	経済産業省令	内閣府令・経済産業省令
	その承認をした行政庁	沖縄県知事
第十条第二項	行政庁	沖縄県知事
第十三条第一項及び第二項並びに第十四条第一項第一号及び第二号	中小企業者	特定中小企業者
第十五条第一項	中小企業者	特定中小企業者
	機械及び装置	機械及び装置、器具及び備品並びに建物及びその附属設備
第三十三条第一項	都道府県	沖縄県
第三十四条第一項	行政庁	沖縄県知事
	中小企業者	特定中小企業者
第三十四条第三項	都道府県	沖縄県
第三十五条	行政庁	沖縄県知事
第三十六条第二項	都道府県知事	沖縄県知事
	経済産業省令	内閣府令・経済産業省令
	経済産業大臣	内閣総理大臣及び経済産業大臣
第三十九条第一項	第三十五条	第三十五条(沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)

○沖縄振興特別措置法施行令

(特定業種)

第二十九条 法第六十六条第一項 で定める業種は、次のとおりとする。

- 一 鋼構造物工事業



【上記の計画件数のうち租税特別措置適用件数】

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
件数	1	0	1	6	1	1	1	1	1	1

租税特別措置の対象となるのは、沖縄の経済の振興に資すると認められる55の業種であり、適用は特定の者に偏ってはいない。平成19年以降減少傾向にあるのはリーマンショック等が影響しているものと考えられるが平成22年からは増加するものと考えられる。(23年以降は19年～21年の平均値を使用していることから適用件数は僅少と見受けられるが、聞き取り調査によると実際の相談件数は増加傾向とのこと)。

平成24年度以降、年平均16件程度を支援  
(算定根拠:22年度までは実績値。23年度以降は19年～21年の3か年の平均値を使用)

② 減収額

	特別償却(百万円)		税額控除(百万円)	
	件数	減収額	件数	減収額
H19年度	0	0	1	44
H20年度	0	0	0	0
H21年度	0	0	1	5
H22年度	1	5	5	98
H23年度	0	0	1	16
H24年度	0	0	1	16
H25年度	0	0	1	16
H26年度	0	0	1	16
H27年度	0	0	1	16
H28年度	0	0	1	16

(算定根拠:22年度までは実績値。23年度以降は19年度～21年度の3か年の平均値を使用)

③ 効果・達成目標の実現状況

《政策目的の実現状況》  
沖縄県知事により承認された経営革新計画(平成19年度～22年度:34件)のうち、税制の特例措置対象となる沖縄特例業種の中小企業者による計画は8件となっている。このため、中小企業者の経営革新を税制面で支援することにより経営の向上が図られ、沖縄県の自立型経済の発展・雇用拡大に貢献していると考えられる。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》  
平成19年度～平成22年度においては34件の経営革新を支援。計画承認後1年以上経過した企業の6社が目標を達成。未達企業については、販路開拓がスムーズに進んでいないことが理由であると分析。

<設備投資の状況>

年度	設備投資額 (百万円)
H19	295
H20	0
H21	59
H22	1,167
H23	118
H24	118
H25	118
H26	118
H27	118
H28	118

\*平成19年度～22年度は実績。23年度以降は19年度～21年度の3か年の平均値を使用

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》  
本特例措置が廃止された場合、中小企業による設備投資等が進まず、金融不況から回復の兆しを見せている沖縄県経済へ与える影響も大きい。

《税収減を是認するような効果の有無》  
・経営革新の実現により、各企業の経営力の向上の他、沖縄経済の活性化に資するものと思料。

- 9 相当性
- ① 租税特別措置等によるべき妥当性等
  - ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担
  - ③ 地方公共団体が協力する相当性

他の支援措置に比べ、迅速に機能する本措置は、特定中小企業者による設備投資促進に大きなインセンティブとなり、効率化が図られる。

設備等の政策金融による支援措置は、自己資金だけでは設備投資資金や運転資金の確保が難しい事業者に対して低利融資による設備導入や事業化の円滑な実施といった事業活動そのものを支援しているのに対し、設備投資の初期費用の負担軽減によるキャッシュフローの改善を目的とする税制措置による支援とは目的・対象が異なる。

設備投資を計画的に促進させることは沖縄県の自立型経済の発展・雇用拡大に寄与するため。

10 有識者の見解

—

11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期

—

【現行の支援施策の実績・成果】 経営革新計画承認件数（平成14年度～平成22年度）

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	計
沖縄特例	4	18	15	11	14	10	6	5	13	96
累計	4	22	37	48	62	72	78	83	96	96

○税制活用実績（平成14年度～平成26年度見込み）

単位：件、百万円

		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23～H26
特別償却	件数	0	1	1	2	1	0	0	0	1	2
	額	0	2.1	42.0	5.4	6.9	0	0	0	1.6	44.2
税額控除	件数	1	1	3	4	2	1	0	1	5	14
	額	3.5	0.6	3.4	5.3	60.1	44.3	0	4.7	98.1	128.0

減収見込み額

19～21：16百万円（（4.4 + 3 + 4.7）／3）

○経営革新計画承認を受けた特定業種における特別償却・税額控除の税制活用見込み  
23～26fy

① 特別償却  
平均利用 44,200 千円 × 30% = 13,260 千円  
(法人税率)

② 税額控除  
平均利用 107,977 千円 = 107,977 千円

①+② = 121,237 千円

③ 減収見込み 30,309 千円

平均利用	単位：千円			
	件数	特別償却	件数	税額控除
平成23年度(見込み)	0	0	6	56,551
平成24年度(見込み)	2	44,200	3	25,713
平成25年度(見込み)	0	0	3	25,713
平成26年度(見込み)			2	20,036
計	2	44,200	14	128,013
年度平均(/4)	0	4,911	2	42,671

23～26fy

① 特別償却  
平均利用 11,050 千円 × 30% = 3,315 千円  
(法人税率)

② 税額控除  
平均利用 32,003 千円 = 32,003 千円

①+② = 35,318 千円

③ 減収見込み 6,428 千円

○法人住民税 6,110  
○法人事業税 318

平均利用	単位：千円			
	件数	特別償却	件数	税額控除
平成23年度(見込み)	0	0	6	56,551
平成24年度(見込み)	2	44,200	3	25,713
平成25年度(見込み)	0	0	3	25,713
平成26年度(見込み)			2	20,036
計	2	44,200	14	128,013
年度平均(/4)	0	11,050	4	32,003

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却	府省名	内閣府
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標が達成していない状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑤ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑥ 僅少・偏りのない状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑫ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
  - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標（「指定中小企業者の経営基盤の強化」（【点検結果表の別紙】②参照）は既に達成されていると説明されているが、引き続き実施する理由が説明されておらず、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性に疑問がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、「平成 24 年度以降、年平均 1,194 百万円の設備投資計画を支援」を目標としているが、設備投資計画の支援は、本租税特別措置等による措置そのものであり、効果を測り得るものではない。さらに設備投資額は、経済情勢等他の要因の影響を大きく受け、また、本租税特別措置等の適用を受けない設備投資額も含まれることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。  
 なお、例えば、本租税特別措置等を利用した企業への役立ち度調査等を利用するなど、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかな指標を用いて評価を行うという方法も考えられる。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）について説明されていない。
 

[過去の実績]

 ⑫ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果が不透明である。  
 また、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
    - 達成目標（指定中小企業者（砂糖製造業）の経営基盤の強化）の実現状況について、「年平均 1,090 百万円の設備投資を実施」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に疑問がある。

[将来の見込み]

 ⑬ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかが説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みが不透明である。  
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
    - 達成目標の実現状況の将来予測について、設備投資額（測定指標）が平成 24 年度 1,517 百万円、25 年度 1,332 百万円、26 年度 985 百万円になると説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標を用いて説明されているため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測に疑問がある。

注 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中 8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

前回要望時においては、「指定中小企業者の経営基盤の強化」を目標としていたところ、評価書においては、平成 19 年度～22 年度において年平均 1,090 万円の設備投資が促進され、老朽化した設備の更新により生産の向上、管理費等の抑制が実現されている。

① 達成目標の実現状況の将来予測（評価書中 8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

平成 24 年度以降の設備投資額の推計値は、本税制の延長要望にあたり、対象事業者より 28 年度までの設備投資計画を提出させ、それを積み上げたものである。

なお、本特例措置の適用を受けるために各事業者が作成する経営基盤強化計画では、計画期間中の設備投資計画を明記することとしており、この数字は、各事業者にとって 24 年度以降の経営基盤強化計画策定の基礎となる数字である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却 (国税:18)(法人税:義、所得税:外)  【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	沖縄振興特別措置法に基づき承認を受けた経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者(以下、「計画承認事業者」)で、同法の指定業種のうちその計画に係るものを主として営む個人もしくは法人が有する機械装置及び工場用建物について、5年間27%の割増償却を認める措置について、割増償却対象物を拡充(構築物を追加)した上で5年間延長。
3	担当部局	内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付 産業振興担当参事官室
4	評価実施時期	平成 23 年 9 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 14 年度 創設 平成 19 年度 延長
6	適用又は延長期間	平成 24 年 4 月～平成 29 年 3 月
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 近代的な装置・設備の導入を促すことで、沖縄の中小砂糖製造業者の経営基盤の強化を図る。 《政策目的の根拠》 沖縄振興特別措置法(平成14年3月31日法律第14号)(抜粋) 第六十七条 次の各号のいずれにも該当する業種であつて政令で指定するもの(第三項第一号において「指定業種」という。)に属する事業を行う沖縄の中小企業者(以下「指定中小企業者」という。)は、その事業に係る新商品、新役務又は新技術の開発、企業化、需要の開拓その他の事業であつてその将来の経営革新に寄与するための経営基盤の強化に関するもの(以下「経営基盤強化事業」という。)についての計画(以下「経営基盤強化計画」という。)を作成し、これを沖縄県知事に提出して、その経営基盤強化計画が適当である旨の承認を受けることができる。</p> <p>一 沖縄における当該業種の事業活動の相当部分が中小企業者によって行われていること。</p> <p>二 当該業種に係る競争条件、貿易構造、原材料の供給事情その他の当該業種に係る経済的環境の著しい変化による影響を受け、沖縄における当該業種に属する事業に係る生産額又は取引額が相当程度減少し、又は減少する見通しがあること。</p> <p>三 当該業種に属する沖縄の中小企業の経営基盤の強化を図ることが沖縄の経済の振興に資するため特に必要であると認められること。</p> <p>2 経営基盤強化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 経営基盤強化事業の目標</p> <p>二 経営基盤強化事業の内容及び実施時期</p> <p>三 経営基盤強化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達</p>

		<p>方法</p> <p>3 沖縄県知事は、第一項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る経営基盤強化計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。</p> <p>一 その経営基盤強化計画に係る経営基盤強化事業が当該指定中小企業者が当該指定業種に係る経済的環境の著しい変化に対処する上で有効かつ適切なものであること。</p> <p>二 その経営基盤強化計画に係る経営基盤強化事業が当該指定中小企業者の能力を有効かつ適切に発揮させるとともに、その経営革新に向けた努力を助長するものであること。</p> <p>三 その経営基盤強化計画が当該経営基盤強化事業を円滑かつ確実に遂行するために適切なものであること。</p> <p>第七十一条 指定中小企業者であって承認経営基盤強化計画に従って経営基盤強化事業を行おうとするものは、租税特別措置法で定めるところにより、その有する固定資産について特別償却を行うことができる。</p> <p>沖縄振興特別措置法施行令(平成十四年三月三十一日政令第百二号) 第三十条 法第六十七条第一項の政令で定める業種は、砂糖製造業とする。</p>
	<p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>【政策分野】 沖縄政策</p> <p>【政策】 沖縄政策の推進</p> <p>【施策】 沖縄における産業振興</p>
	<p>③: 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 指定中小企業者(砂糖製造業)の経営基盤の強化</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 設備投資促進に伴う経営基盤強化(設備更新による効率化等) 平成24年度以降、年平均1,194百万円の設備投資計画を支援 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>製造に係る機械、装置が複雑で、多段階の工程を要する砂糖製造業においては、機械の老朽化は効率性の低下、修繕費の増大等、経費の増大を引き起こすことから、各工場において計画的な機械、施設の更新が必要。</p> <p>加えて、設備の性能の向上、製造ラインの自動化等を図ることで、省エネ化や、低コスト化が実現し、製造コストの低減が図られる。</p> <p>以上により、租税特別措置による継続的な設備投資を促すことは、砂糖製造業の経営基盤の強化に寄与する。</p>

8	有効性等	<p>①: 適用数等 砂糖製造業7社/年(平成23年度は現時点での見込み値、平成24年度以降は推計) 平成19年度～平成22年度において年平均1,090百万円の設備投資を実施 平成24年度以降、年平均1,194百万円の設備投資を計画</p> <p>②: 減収額 減収見込み額: 49百万円/年度</p> <table border="1" data-bbox="1496 320 2092 384"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>46</td> <td>47</td> <td>38</td> <td>51</td> <td>60</td> <td>73</td> <td>86</td> <td>37</td> <td>41</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p>③: 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》</p> <p>各社、承認を受けた経営基盤強化計画に基づき設備投資を行い、省力化、工場運転の安定化等を図り、砂糖製造コストの削減等、経営基盤強化に向けた取組を実施。</p> <p>平成19年度～平成22年度 平成19年度～平成22年度において年平均1,090百万円の設備投資が促進され、老朽化した設備の更新により生産性の向上、管理費等の抑制が実現。(別途、台風被害等が少なかったことも基盤を安定させたものと分析)</p> <p>今後、さとうきび栽培面積の減少など、依然として砂糖製造業を巡る厳しい状況が見込まれる中、引き続き各社が計画的に機械・施設の更新を行い経営基盤の強化に向けた取組を実施する見込み。</p> <p>平成24年度～平成28年度 平成24年度以降においては、平成23年度までに行った設備投資の他、今後更新を控えている設備を計画的に更新させることにより、経営基盤を強化するもの。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 計画承認事業者合計で年平均10.9億円程度の設備投資を実施、割増償却額にして150～170百万円の利用実績があり、計画承認事業者7社は本制度を活用し、積極的に設備投資を行い、経営の改善を図っている。</p> <p>当該租税措置により設備投資が促進され平成19年度～平成22年度においては、年平均1,090百万円の設備投資を実施。また、平成24年度以降も当該措置により計画的な設備投資を促進。</p> <p>しかしながら、市街化や園芸作物、畜産等との競合による原料栽培面積の減少、生産農家の高齢化など砂糖製造業を取り巻く現状は依然として厳しく、引き続き経営合理化と生産性向上を図る必要がある。</p> <p>○ 計画承認事業者の設備投資総額 (単位: 百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1496 1214 2092 1278"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H5</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資額</td> <td>697</td> <td>1,158</td> <td>721</td> <td>1,782</td> <td>1,894</td> <td>1,517</td> <td>1,332</td> <td>985</td> <td>1,158</td> <td>977</td> </tr> </tbody> </table> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 装置型産業である砂糖製造業においては、経営基盤の強化に向け継続的な設備投資が必要であるが、本特例制度が廃止された場合、新規の設備投資が抑制されることが見込まれる。</p> <p>この結果、必要な設備更新等が滞り、生産性の効率化の減退、修繕費の</p>	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	減収額	46	47	38	51	60	73	86	37	41	40	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H5	H26	H27	H28	投資額	697	1,158	721	1,782	1,894	1,517	1,332	985	1,158	977
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28																																				
減収額	46	47	38	51	60	73	86	37	41	40																																				
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H5	H26	H27	H28																																				
投資額	697	1,158	721	1,782	1,894	1,517	1,332	985	1,158	977																																				

			増加等により企業収益が減少し、経営基盤の弱体化が想定される。
			《税込減を是認するような効果の有無》 沖縄県の完全失業率が依然高い状況にある中で、砂糖製造業に従事する雇用者は平成18年度比で微増している状況。経営基盤の強化が図られることにより微増ながらも雇用を創出。
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	経営基盤の強化に向けては、継続的な設備投資が必要であるが、施設、設備の導入費用は中小企業にとっては多大な負担であるため、導入初期のキャッシュフローを改善し、施設、設備の償却を早める効果のある本特例措置は設備の導入・更新を円滑に進めていく上で有効な手段である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	予算事業として施設整備に対する助成を行っているが、対象は省エネルギー施設等のための施設に限定されている。 他の支援措置としては沖縄振興開発金融公庫の融資制度があるが、これは自己資金では設備投資資金の確保が難しい事業者に対する支援であるのに対し、本措置は設備投資後の事業者の負担を減らすためのものであり、役割が異なる。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

## 減税見込額等

### 1. 減税見込額等の積算

	割増償却（27%）額		法人税率	
平成22年度：	169	×	30%	= 51（百万円）
平成23年度：	200	×	30%	= 60（百万円）
平成24年度：	243	×	30%	= 73（百万円）
平成25年度：	285	×	30%	= 86（百万円）
平成26年度：	122	×	30%	= 37（百万円）
平成27年度：	136	×	30%	= 41（百万円）
平成28年度：	133	×	30%	= 40（百万円）

（減税見込額等の算出基礎としたデータについて）

割増償却額の見込みは経営基盤強化計画を実施する砂糖製造業者からの調査報告の積み上げにより集計。

（法人税率について）

経営基盤強化計画を実施する砂糖製造業者からの過去の調査報告の減税額等から類推したもの。

### 2. 適用実績及び適用見込み

（単位：百万円）

区分	H19 (実績)	H20 (実績)	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (見込)	H24 (見込)	H25 (見込)	H26 (見込)	H27 (見込)	H28 (見込)
対象者数	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
適用事業者	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
減税見込額	46	47	38	51	60	73	86	37	41	40
設備投資額	697	1,158	721	1,782	1,894	1,517	1,332	985	1,158	977

\* H24年以降からは、割増償却の対象物に構築物を追加した金額（見込）

減税見込額：44百万円（（46+47+38）/3）

（平年度）：49百万円（（52+53+42）/3）\*構築物を追加



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の軽減措置の創設	府省名	内閣府
税目	登録免許税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。

④ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている達成目標（測定指標）である「PFI事業規模について、2020年までの11年間で、少なくとも約10兆円以上の拡大」は、規制緩和、地方公共団体に対する補助等他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [将来の見込み]

⑬ 減収額の見込みと効果を対比すべきところ、定性的に「公共施設等運営権を活用したPFI事業が促進され、新成長戦略に掲げられたPFI事業規模の拡大に資するものとなる」と説明することとなり、その根拠が明らかでないため、本租税特別措置等の将来における税収減を是認するような効果の見込みに疑問がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。

⑭ 達成目標の実現状況について予測されていないため、将来における本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みが不透明である。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑦ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 公共施設等運営権は改正PFI法施行（本年6月1日改正PFI法公布から6か月以内）に伴い導入される制度であり、平成25年度以降の予測を立てることは困難ではある。あえて推計を行うとするならば、PFI制度が導入された直後の実施方針公表件数の増加の状況から、制度導入から本格的な普及・活用までのタイムラグを推計することになるが、PFI制度導入時と同様の普及を見込めると仮定すると、全分野の公共施設等運営権について、平成25年度は4件程度、平成26年度は7件程度の新規案件が推定される。
- ⑨ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
 今回、全く新たな制度の新設であることから運営権の移転等の件数についての予測が立たない。このため、政策評価を受ける際、減収見込が過少なものであったとの指摘を受けないよう、公共施設等運営権の登録に関し、起こり得るケースを最大限見込んで算出したものである。
- ⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）  
 公共施設等を国・地方公共団体等が整備した場合は登録免許税が課税されないのに対し、公共施設等運営権を活用したPFI事業については、公共施設等運営権の登録に対し登録免許税が課税され、課税された金額はPFI事業のコストとなり、最終的には国民負担となる。官と民のイコールフットINGの観点からはPFI事業により整備された公共施設等に対して課税されるべきではないと考えられるが、他の登録免許税の軽減措置の例にならい、今回軽減措置を要望しているものであり、他の政策手段では代替できないと考える。
- ⑮ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）  
 来年度要求している予算は、PFI事業の検討段階などその立ち上げの段階で地方公共団体等を助成するものであるのに対し、本租税特別措置は社会福祉施設分野又は観光施設分野の公共施設等運営権を活用したPFI事業を行う民間事業者が選定され、運営権が設定された際、選定事業者が支払う登録免許税が軽減されるものであり、予算措置との役割分担は明らかと考える。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の軽減措置の創設 (国税20)(登録免許税:外) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	<p>先般の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(以下「PFI法」という。)改正により、利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営及び維持管理等を行い、利用料金を自らの収入として収受する事業を実施する権利として、公共施設等運営権が創設された。</p> <p>改正PFI法上、公共施設等運営権は、物権とみなし、抵当権を設定することができることとされ、その設定や抵当権の設定については、内閣府に置かれる公共施設等運営権登録簿に登録することとされている。</p> <p>その登録に当たっては、登録免許税が課税されることとなるが、現在のところ公共施設等運営権を活用したPFI事業を行うことが予定されている事業に関し、民間事業者が安定した公共施設等の運営等を行うことができるよう、PFI法第2条第1項第3号に規定する社会福祉施設、同法同条同項第4号に規定する観光施設分野における公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の軽減措置を要望するもの。</p>
3	担当部局	民間資金等活用事業推進室
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	初
6	適用又は延長期間	3年
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》          新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)において、「国、地方ともに財政状況が極めて厳しい中、必要な社会資本整備や既存施設の維持管理・更新需要に最大限民間で対応していく必要がある」とされ、PFI制度の拡充を行うことにより「PFI事業規模について、2020年までの11年間で、少なくとも約10兆円以上(民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律施行から2009年末までの11年間の事業規模累計約4.7兆円の2倍以上)の拡大を目指す」ことが掲げられた。</p> <p>また、民間資金等活用事業推進委員会「中間的とりまとめ」(平成22年5月25日公表)においては、「民間のリスク負担と経営努力を通じて、民間のリターンと国民・利用者の負担軽減を図るため、コンセッション方式の導入を図る」とこととされ、「事業に参加する民間企業が行政と同等の競争条件で事業遂行できるよう、税財政上の支援のあり方も含め、PFI制度を見直ししていく必要がある」とされた。</p> <p>さらに、国土交通省成長戦略(平成22年5月17日)の国際展開・官民連携分野「従来型事業の拡大と新たな制度の構築」においても、「事業に参加する民間企業が行政と同じ税制や補助金等の条件で事業遂行できる仕組みの導入、幅広い投資家の参加を促すような税制面での工夫」が掲げられた。</p>

		<p>《政策目的の根拠》  <b>【新成長戦略】</b>(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)  ○PFI事業規模について、2020 年までの 11 年間で、少なくとも約 10 兆円以上(1999 年のPFI法施行から 2009 年までの 11 年間の事業規模累計約 4.7 兆円の2倍以上)の拡大  <b>【民間資金等活用事業推進委員会「中間的とりまとめ」</b>(平成 22 年 5 月 25 日)  ○2020 年までの次の 11 年間で、従来と比較して少なくとも2倍以上の事業規模の拡大</p>	
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p><b>【政策分野】</b>  経済財政政策  <b>【政策】</b>  経済財政政策の推進  <b>【施策】</b>  民間資金等活用事業の推進(PFI基本方針含む)</p>	
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》  PFI事業規模について、2020 年までの 11 年間で、少なくとも約 10 兆円以上(1999 年のPFI法施行から 2009 年までの 11 年間の事業規模累計約 4.7 兆円の2倍以上)の拡大  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》  公共施設等運営権に係るPFI事業の事業費</p>	
		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》  平成23年法改正により導入された公共施設等運営権にかかる登録免許税軽減措置の導入により、公共施設等運営権によるPFI事業の円滑な導入をはかり、もってPFI事業規模拡大に貢献する。</p>	
8	有効性等	① 適用数等	社会福祉施設分野、観光施設分野それぞれにおいて、平成 24 年度から公共施設等運営権を活用したPFI事業が実施される見込み。
		② 減収額	7.7 百万円
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年度～平成 32 年度)  平成23年法改正により導入された公共施設等運営権の登録等にかかる登録免許税を軽減することにより、公共施設等運営権を活用したPFI事業が促進され、新成長戦略に掲げられたPFI事業規模の拡大に資するものとなる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年度～平成 32 年度)  2010 年から 2020 年までの 11 年間で、従来と比較して2倍以上の事業規模の拡大を目指す。  99 年末～09 年末(11 年間)のPFI事業規模(累計)は約 4.7 兆円と見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 24 年度～平成 32 年度)  公共施設等運営権に対する登録免許税が民間事業者にとって負担となり、公共施設等運営権の普及が進まず、PFI事業規模の拡大が進まないおそれがある。</p>

			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 32 年度) 公共施設等運営権を活用したPFI事業が促進され、新成長戦略に掲げられたPFI事業規模の拡大に資するものとなる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	新たに創設された公共施設等運営権によるPFI事業を行う事業者は、運営権の設定等のために多大な投資を行うことになるため、運営権に係る登録免許税を軽減することは、運営権によるPFI事業を促進し、事業者による安定した公共施設等の運営等のために的確かつ適切。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	予算措置と税制措置が車の両輪として動くことにより、優良なPFI事業が創生され、財政負担の軽減に資する。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

公共施設等運営権に係る登録免許税の軽減措置要望に係る  
平年度減収見込額積算根拠

1 平成24年度税制改正要望については、平成24年度に公共施設等運営権（以下「運営権」という。）が導入されると見込まれる分野ごとに軽減措置を要求している。

2 平成24年度、運営権を活用したPFI事業は、①社会福祉施設分野（障がい者支援施設）及び②観光施設分野（ホテル・レストラン・ワイン販売・温泉等の提供施設）において、それぞれ1件、計2件が見込まれている。

3 以上を踏まえ、平年度減収見込額の算出根拠は以下のとおり

※ 軽減率は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）における類似の軽減措置でもっとも税率が軽減されているものに合わせている。

(1) 障がい者支援施設（社会福祉施設分野）

○ 平成24年度、障がい者支援施設において1件、運営権を活用したPFI事業が導入される見込み。

○ 障がい者福祉施設のPFI事業における事業規模の平均は、278（百万円）。障害者福祉施設の事業規模平均を、運営権価額と仮定する。

① 運営権設定の登録の税率は、運営権の価額の千分の一であることから、税額は、278（百万円）× 0.001 = 0.3（百万円）となる。

登録免許税が免除されたと仮定すると、減収見込額は、0.3（百万円）となる。

② 運営権を活用したPFI事業を実施する選定事業者が、合併された場合、移転の登録の税率は、運営権の価額の千分の一であることから、税額は、278（百万円）× 0.001 = 0.3（百万円）となる。

登録免許税が免除されたと仮定すると、減収見込額は、0.3（百万円）となる。

③ 運営権が売買された場合等、その他の原因で運営権が移転した場合の移転の登録の税率は、運営権の価額の千分の五であることから、税額は 278（百万円）× 0.005 = 1.4（百万円）となる。

租税特別措置法第74条第2項の規定による軽減措置の例にならい、登録免許税の税率が千分の一に軽減されたと仮定すると、減収見込額は、278（百万円）×（0.005-0.001）= 1.1（百万円）となる。

④ 運営権によるPFI事業のために必要な資金が全額金融機関からの借入れによって賄われ、運営権の価額と同額の抵当権が設定されたと仮定すると、抵当権の設定の税率は、千分の四であることから、税額は 278（百万円）× 0.004 = 1.1（百万円）となる。

租税特別措置法第75条の規定による軽減措置の例にならい、登録免許税の税率が千分の一に軽減されたと仮定すると、減収見込額は、278（百万円）×（0.004-0.001）= 0.8（百万円）となる。

⑤ ④により抵当権を設定していた金融機関が合併され、抵当権の移転の登録がなされたと仮定すると、法人の合併による抵当権の移転の登録の税率は、千分の一であることから、税額は 278（百万円）× 0.001 = 0.3（百万円）となる。

租税特別措置法第80条の2第1項第6号の例にならい、登録免許税の税率が千分の0.5に軽減されたと仮定すると、減収見込額は、278（百万円）×（0.001-0.0005）= 0.1（百万円）となる。

⑥ ④により抵当権を設定していた金融機関が分割され、抵当権の移転の登録がなされたと仮定すると、相続又は法人の合併以外の原因による移転の登録の税率は、千分の二であることから、税額は 278（百万円）× 0.002 = 0.6（百万円）となる。

租税特別措置法第81条第1項第3号口の例にならい、登録免許税の税率が千分の1.8に軽減されたと仮定すると、減収見込額は、278（百万円）×（0.002-0.0018）= 0.1（百万円）となる。

⑦ ④により設定された抵当権が根抵当権であったと仮定して、当該根抵当権を設定していた金融機関が分割され、移転の登録がなされたと仮定すると、根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録の税率は、千分の二であることから、税額は 278（百万円）× 0.002 = 0.6（百万円）となる。

租税特別措置法第81条第1項第3号口の例にならい、登録免許税の税率が千分の1.8に軽減されたと仮定すると、減収見込額は、278（百万円）×（0.002-0.0018）= 0.1（百万円）となる。

⑧ 運営権によるPFI事業のために必要な資金が全額、複数の金融機関からの借入れによって賄われ、運営権の価額と同額の抵当権の信託が設定されたと仮定すると、抵当権の信託の登録の税率は、千分の二であることから、税額は 278（百万円）× 0.002 = 0.6（百万円）となる。

登録免許税が免除されたと仮定すると、減収見込額は、0.6（百万円）となる。

⑨ 運営権の価額と同額の信託が設定されたと仮定すると、抵当権以外の権利の信託の登録の税率は、千分の一であることから、税額は 278（百万円）×

0.001 = 0.3 (百万円) となる。

登録免許税が免除されたと仮定すると、減収見込額は、0.3 (百万円) となる。

①~⑨全ての減収見込額を合算すると、減収見込額は、3.7 (百万円) となる。

(2) ホテル・レストラン・ワイン販売・温泉等の提供施設 (観光施設分野)

○ 平成24年度、ホテル・レストラン・ワイン販売・温泉等の提供施設において1件、運営権を活用したPFI事業が導入される見込み

○ 本施設における平成17年度から平成21年度の純損益の平均は 23 (百万円)。事業期間は 15年 と仮定。純損益の平均と事業期間を掛け合わせたものを現在価値化したものを、本事業の運営権の価額と仮定すると、307 (百万円) となる。

① 運営権設定の登録の税率は、運営権の価額の千分の一であることから、税額は、 $307 (百万円) \times 0.001 = 0.3 (百万円)$  となる。

登録免許税が免除されたと仮定すると、減収見込額は、0.3 (百万円) となる。

② 運営権を活用したPFI事業を実施する選定事業者が、合併された場合、移転の登録の税率は、運営権の価額の千分の一であることから、税額は、 $307 (百万円) \times 0.001 = 0.3 (百万円)$  となる。

登録免許税が免除されたと仮定すると、減収見込額は、0.3 (百万円) となる。

③ 運営権が売買された場合等、その他の原因で運営権が移転した場合の移転の登録の税率は、運営権の価額の千分の五であることから、税額は $307 (百万円) \times 0.005 = 1.5 (百万円)$  となる。

租税特別措置法第74条第2項の規定による軽減措置の例にならい、登録免許税の税率が千分の一に軽減されたと仮定すると、減収見込額は、 $307 (百万円) \times (0.005 - 0.001) = 1.2 (百万円)$  となる。

④ 運営権によるPFI事業のために必要な資金が全額金融機関からの借入れによって賄われ、運営権の価額と同額の抵当権が設定されたと仮定すると、抵当権の設定の税率は、千分の四であることから、税額は $307 (百万円) \times 0.004 = 1.2 (百万円)$  となる。

租税特別措置法第75条の規定による軽減措置の例にならい、登録免許税の税率が千分の一に軽減されたと仮定すると、減収見込額は、 $307 (百万円) \times (0.004 - 0.001) = 0.9 (百万円)$  となる。

⑤ ④により抵当権を設定していた金融機関が合併され、抵当権の移転の登録

がなされたと仮定すると、法人の合併による抵当権の移転の登録の税率は、千分の一であることから、税額は  $307 (百万円) \times 0.001 = 0.3 (百万円)$  となる。

租税特別措置法第80条の2第1項第6号の例にならい、登録免許税の税率が千分の0.5に軽減されたと仮定すると、減収見込額は、 $307 (百万円) \times (0.001 - 0.0005) = 0.2 (百万円)$  となる。

⑥ ④により抵当権を設定していた金融機関が分割され、抵当権の移転の登録がなされたと仮定すると、相続又は法人の合併以外の原因による移転の登録の税率は、千分の二であることから、税額は  $307 (百万円) \times 0.002 = 0.6 (百万円)$  となる。

租税特別措置法第81条第1項第3号口の例にならい、登録免許税の税率が千分の1.8に軽減されたと仮定すると、減収見込額は、 $307 (百万円) \times (0.002 - 0.0018) = 0.1 (百万円)$  となる。

⑦ ④により設定された抵当権が根抵当権であったと仮定して、当該根抵当権を設定していた金融機関が分割され、移転の登録がなされたと仮定すると、根抵当権の一部譲渡又は法人の分割による移転の登録の税率は、千分の二であることから、税額は  $307 (百万円) \times 0.002 = 0.6 (百万円)$  となる。

租税特別措置法第81条第1項第3号口の例にならい、登録免許税の税率が千分の1.8に軽減されたと仮定すると、減収見込額は、 $307 (百万円) \times (0.002 - 0.0018) = 0.1 (百万円)$  となる。

⑧ 運営権によるPFI事業のために必要な資金が全額、複数の金融機関からの借入れによって賄われ、運営権の価額と同額の抵当権の信託が設定されたと仮定すると、抵当権の信託の登録の税率は、千分の二であることから、税額は $307 (百万円) \times 0.002 = 0.6 (百万円)$  となる。

登録免許税が免除されたと仮定すると、減収見込額は、0.6 (百万円) となる。

⑨ 運営権の価額と同額の信託が設定されたと仮定すると、抵当権以外の権利の信託の登録の税率は、千分の一であることから、税額は $307 (百万円) \times 0.001 = 0.3 (百万円)$  となる。

登録免許税が免除されたと仮定すると、減収見込額は、0.3 (百万円) となる。

①~⑨全ての減収見込額を合算すると、減収見込額は、4 (百万円) となる。

よって、(1)、(2)の減収見込額を合計した減収見込額は、7.7 (百万円) となる。

○ 参照条文

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）

第五章 登録免許税法の特例

（住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減）

第七十三条 個人が、昭和五十九年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に建築後使用されたことのない住宅用家屋又は建築後使用されたことのある住宅用家屋のうち政令で定めるものの取得（売買その他の政令で定める原因によるものに限る。次条第二項において同じ。）をし、当該個人の居住の用に供した場合には、これらの住宅用家屋の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの住宅用家屋の取得後一年以内（一年以内に登記ができないことにつき政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間内。次条第二項及び第七十五条において同じ。）に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の三とする。

（特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減）

第七十四条 （略）

2 個人が、特定期間内に建築後使用されたことのない特定認定長期優良住宅の取得をし、当該個人の居住の用に供した場合には、当該特定認定長期優良住宅の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該特定認定長期優良住宅の取得後一年以内に登記を受けるもの限り、前条及び登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

（住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記の税率の軽減）

第七十五条 個人が、昭和五十九年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に住宅用家屋の新築（当該期間内に家屋につき増築をし、当該増築後の家屋が住宅用家屋に該当する場合における当該増築を含む。以下この条において同じ。）をし、又は建築後使用されたことのない住宅用家屋若しくは建築後使用されたことのある住宅用家屋のうち政令で定めるものの取得をし、当該個人の居住の用に供した場合において、これらの住宅用家屋の新築又は取得（以下この条において「住宅用家屋の新築等」という。）をするための資金の貸付け（貸付けに係る債務の保証を含む。）が行われるとき又は対価の支払が賦払の方法により行われるときは、その貸付け又はその賦払金に係る債権で次の各号に掲げるものを担保するために当該各号に定める者が受けるこれらの住宅用家屋を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該住宅用家屋の新築等後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

一 住宅用家屋の新築等をするための資金の貸付けに係る債権当該債権に係る貸付けを行った者

二 住宅用家屋の新築等をするための資金の貸付けに係る債務の保証に基づく求償権当該債務の保証を行った者

三 住宅用家屋の新築等をするための対価の支払が賦払の方法により行われる場合における当該賦払金に係る債権当該賦払の方法により当該対価の支払を受けた者

四 住宅用家屋の新築等をするための資金の貸付けに係る債権で独立行政法人住宅金融支援機構が独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十三条第一項第一号の業務により金融機関から譲り受けた貸付債権独立行政法人住宅金融支援機構

（信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減）

第七十八条 租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第十六号。次項において「昭和四十八年改正法」という。）の施行の日の翌日から平成二十五年三月三十一日までの間に信用保証協会が信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）第二十条第一項各号に掲げる業務に係る債権を担保するために受ける抵当権（企業担保権を含む。次項において同じ。）の設定の登記又は登録については、その登記又は登録に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

2 昭和四十八年改正法の施行の日の翌日から平成二十五年三月三十一日までの間に次の各号に掲げる法人が当該各号に定める業務又は事業に係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記又は登録については、その登記又は登録に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

一 農業信用基金協会 農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第八条第一項第一号に掲げる業務

二 独立行政法人農林漁業信用基金 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）第十二条第一項第五号に掲げる業務（同法附則第二条の規定により当分の間行うこととされている林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第六条第一項第三号に掲げる業務を含む。）

三 漁業信用基金協会 中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第四条第一項第一号に掲げる業務

四 清酒製造業等の安定に関する特別措置法（昭和四十五年法律第七十七号）第二条第三項に規定する中央会 同法第三条第一項第一号に掲げる事業（認定経営基盤強化計画等に基づき行う登記の税率の軽減）

第八十条の二 次の各号に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第百

九十号) 第七条に規定する認定経営基盤強化計画に係る同法第三条又は第六条第一項の認定(金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成二十年法律第九十号)の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間に金融機関等(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第二条第一項に規定する金融機関等をいう。次項において同じ。)が提出した当該認定経営基盤強化計画に係るものに限る。)に係るものであるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該認定の日から一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- 一 株式会社の設立又は資本金の額の増加(次号及び第三号に掲げるものを除く。) 千分の三・五
- 二 合併による株式会社の設立又は資本金の額の増加 千分の一(それぞれ資本金の額又は合併により増加した資本金の額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本金の額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については、千分の三・五)
- 三 分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加 千分の三・五
- 四 合併による法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における不動産の所有権の取得 千分の二
- 五 法人の設立、資本金若しくは出資金の額の増加又は事業に必要な資産の譲受けの場合における抵当権の取得(次号に掲げるものを除く。) 千分の一・五
- 六 合併による法人の設立又は資本金若しくは出資金の額の増加の場合における抵当権の取得 千分の〇・五

## 2 (略)

(会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減)

第八十一条 株式会社が、平成十八年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に新設分割又は吸収分割により不動産に関する権利を取得し、当該不動産に関する権利の移転について登記を受ける場合には、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該新設分割又は当該吸収分割により当該権利を取得した日以後三年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- 一 所有権の移転 イ又はロに掲げる場合の区分に応じイ又はロに定める割合
  - イ 平成二十三年三月三十一日までに新設分割又は吸収分割を行った場合 千分の八
  - ロ 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に新設分

割又は吸収分割を行った場合 千分の十三

## 二 (略)

三 先取特権、質権又は抵当権の移転 イ又はロに掲げる場合の区分に応じイ又はロに定める割合

イ 第一号イに掲げる場合 千分の一・四

ロ 第一号ロに掲げる場合 千分の一・八

四 根抵当権の法人の分割による移転 イ又はロに掲げる場合の区分に応じイ又はロに定める割合

イ 第一号イに掲げる場合 千分の一・四

ロ 第一号ロに掲げる場合 千分の一・八

## 2～6 (略)

(関西国際空港株式会社等の登記の税率の軽減)

第八十二条 関西国際空港株式会社が、関西国際空港株式会社法の施行の日の翌日から平成二十四年三月三十一日までの間に次の各号に掲げる事項について財務省令で定めるところにより登記を受ける場合には、当該登記に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。ただし、第一号に掲げる事項の登記に係る登録免許税にあつては、増加した資本金の額のうち政府の出資に係る部分以外の部分については、この限りでない。

一 株式会社の資本金の額の増加 千分の一

二 滑走路、着陸帯、誘導路及びエプロンの用に供する土地(これに隣接する土地でこれらの施設と一体となつてその機能を補完するものを含む。)並びに関西国際空港株式会社法第六条第一項第二号に規定する航空保安施設の用に供する土地であることにつき国土交通大臣が証明したものの所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定 イ又はロに掲げる事項の区分に応じイ又はロに定める割合

イ 所有権の移転 千分の三

ロ 地上権又は賃借権の設定 千分の一・五

2 関西国際空港株式会社法第七条第一項に規定する特定用地造成事業を行うことを目的とする法人で政令で定めるものが、関西国際空港株式会社法の一部を改正する法律(平成八年法律第三十六号)の施行の日の翌日から平成二十四年三月三十一日までの間に、前項第二号に規定する土地であることにつき国土交通大臣が証明したものの所有権の取得をした場合には、当該土地の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の〇・五とする。

(認定民間都市再生事業計画に基づき建築物を建築した場合の所有権の保存登記の税率の軽減)

第八十三条 都市再生特別措置法第二十三条に規定する認定事業者(次項において「認定事業者」という。)が、認定民間都市再生事業計画(平成十九年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に同法第二十一条第一項又は第二十四条第一項の規定による国土交通大臣の認定を受けた同法第二十五条に規定する認定計画をいう。次項において同じ。)に基づき当該認定の日から三年以内に特定民間都市再生事業(同条に規定する都市再生事業のうち政令で定めるものをいう。次項において同じ。)の用に供する建築物の建築をした場合には、当該建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該建築後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の三とする。

2 認定事業者が、認定民間都市再生事業計画に基づき都市再生特別措置法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域内に特定民間都市再生事業の用に供する建築物の建築(同法第二十一条第一項又は第二十四条第一項の規定による国土交通大臣の認定の日から三年以内(特定民間都市再生事業のうち政令で定めるものについては、五年以内)にするものに限る。)をした場合には、当該建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該建築後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五(平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に当該認定を受ける認定民間都市再生事業計画に基づき建築をする建築物の所有権の保存の登記にあつては、千分の一)とする。

(特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記の税率の軽減)

第八十三条の二 特定目的会社(資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。以下この項において同じ。)で第一号に掲げる要件を満たすものが、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に、同条第四項に規定する資産流動化計画(以下この項において「資産流動化計画」という。)に基づき特定資産(同条第一項に規定する特定資産をいう。以下この項において同じ。)のうち倉庫等(倉庫及び倉庫の敷地の用に供する土地をいう。以下この条において同じ。)以外の不動産(宅地建物取引業法の宅地又は建物をいう。以下この条において同じ。)の所有権の取得をした場合(当該特定目的会社において運用されている特定資産が第二号に掲げる要件を満たす場合に限る。)には、当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるも

のみに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十三とする。

一 次に掲げる全ての要件を満たすものであること。

イ 資産の流動化に関する法律第四条第一項の規定による届出を行つていること。

ロ 資産流動化計画に資産の流動化に関する法律第二条第十一項に規定する資産対応証券を発行する旨の定めがあること。

ハ 資産流動化計画に特定不動産(特定目的会社が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産の所有権、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。)の価額(資産の流動化に関する法律第四条第三項第三号に規定する契約書に記載されている価額をいう。以下この号において同じ。)の合計額の当該特定目的会社が有する特定資産の価額の合計額に占める割合(次号において「特定不動産の割合」という。)を百分の七十五以上とする旨の定めがあること。

ニ 資産流動化計画に資産の流動化に関する法律第二条第十二項に規定する特定借入れについての定めがあるときは、特定借入れが当該特定目的会社に対して同条第六項に規定する特定出資をした者からのものでないこと。

二 次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。

イ 特定不動産の割合が百分の七十五以上であること。

ロ 特定目的会社がこの項の規定の適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上となること。

2 信託会社等(投資信託及び投資法人に関する法律(以下この項及び次項において「投資法人法」という。)第三条に規定する信託会社等をいう。以下この項において同じ。)が、投資信託(投資法人法第二条第三項に規定する投資信託をいう。以下この項において同じ。)で第一号に掲げる要件を満たすものを引き受けたことにより、平成十三年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に、投資信託約款(投資法人法第四条第一項又は第四十九条第一項に規定する投資信託約款をいう。以下この項において同じ。)に従い特定資産(投資法人法第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下この項及び次項において同じ。)のうち倉庫等以外の不動産の所有権の取得をした場合(当該投資信託において運用されている特定資産が第二号に掲げる要件を満たす場合に限る。)には、当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十三とする。

一 次に掲げる全ての要件を満たすものであること。

イ 投資信託約款に投資信託の運用の方針として、特定不動産(信託会社等が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産



の所有権、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。)の価額の合計額の当該投資信託の信託財産のうち特定資産の価額の合計額に占める割合(次号において「特定不動産の割合」という。)を百分の七十五以上とする旨の定めがあること。

ロ 当該投資信託が投資法人法第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託である場合には、当該投資信託に係る同条第十一項に規定する投資信託委託会社が宅地建物取引業法第五十条の二第一項の認可を受けていること。

ハ 受託者が信託に必要な資金の借入れをする場合には、金融商品取引法第二条第三項第一号の適格機関投資家からのものであること。

二 次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。

イ 特定不動産の割合が百分の七十五以上であること。

ロ 信託会社等がこの項の規定の適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上となること。

3 投資法人(投資法人法第二条第十二項に規定する投資法人をいう。以下この項において同じ。)で第一号に掲げる要件を満たすものが、平成十三年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に、投資法人法第六十七条第一項に規定する規約(以下この項において「規約」という。)に従い特定資産のうち倉庫等以外の不動産の所有権の取得をした場合(当該投資法人において運用されている特定資産が第二号に掲げる要件を満たす場合に限る。)には、当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十三とする。

一 次に掲げる全ての要件を満たすものであること。

イ 規約に資産運用の方針として、特定不動産(投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産の所有権、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。)の価額の合計額の当該投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合(次号において「特定不動産の割合」という。)を百分の七十五以上とする旨の定めがあること。

ロ 投資法人法第八十七条の登録を受けていること。

ハ 投資法人から投資法人法第九十八条の規定によりその資産の運用に係る業務を委託された投資法人法第二条第十九項に規定する資産運用会社が、宅地建物取引業法第五十条の二第一項の認可を受けていること。

二 資金の借入れをする場合には、金融商品取引法第二条第三項第一号の適格機関投資家からのものであること。

二 次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。

イ 特定不動産の割合が百分の七十五以上であること。

ロ 投資法人がこの項の規定の適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上となること。

4 前三項の場合において、平成二十三年三月三十一日までに第一項に規定する資産流動化計画に基づき、又は第二項に規定する投資信託約款若しくは前項に規定する規約に従い倉庫等以外の不動産の所有権の取得をしたときにおけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「千分の十三」とあるのは「千分の八」とし、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に第一項に規定する資産流動化計画に基づき、又は第二項に規定する投資信託約款若しくは前項に規定する規約に従い倉庫等以外の不動産の所有権の取得をしたときにおけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「千分の十三」とあるのは「千分の十一」とする。

(特定の社債的受益権に係る特定目的信託の終了に伴い信託財産を買い戻した場合の所有権の移転登記等の免税)

第八十三条の三 資産の流動化に関する法律第二条第十三項に規定する特定目的信託で次に掲げる要件の全てを満たすものの原委託者(同法第二百二十四条に規定する原委託者をいい、当該特定目的信託の効力が生じた時から引き続き委託者である者に限る。)が、当該特定目的信託の信託財産に属する財産(同法第二条第十六項に規定する受託信託会社等が、当該特定目的信託の効力が生じた時に当該原委託者から当該特定目的信託の信託財産として取得したものであつて、当該原委託者に賃貸したものに限る。)を当該特定目的信託に係る信託契約の終了の時に買い戻した場合には、当該財産の所有権の移転の登記又は登録については、財務省令で定めるところにより当該買戻し後一年以内に登記又は登録を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

一 当該特定目的信託に係る信託契約において、資産の流動化に関する法律第二百三十条第一項第二号に規定する社債的受益権(以下この条において「社債的受益権」という。)の定めがあること及び当該社債的受益権の元本の償還に関する事項として政令で定める事項を定めていること。

二 当該特定目的信託の社債的受益権の受益証券が資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第四十九号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に発行されるものであること及び当該原委託者の信託した特定資産(資産の流動化に関する法律第二条第一項に規定する特定資産をいう。)が投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものとして政令で定める要件を満たすものであること。

三 当該特定目的信託の効力が生じた時から引き続き当該原委託者及び当該特定目的信託の社債的受益権を有する者のみが当該特定目的信託の信託財産の元本の受益者であること。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置	府省名	内閣府
税目	法人税、所得税、登録免許税、相続税、贈与税、消費税、印紙税、地価税、事業税、個人住民税、法人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、その他（都市計画税、特別土地保有税、地方消費税その他関連する税目（徴収規定等））		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
④ 測定指標の設定	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 設定なし		○
⑦ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		○
⑨ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		○
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		○
その他				
⑯ 政策目的への寄与	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 1 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
    - ④ 本租税特別措置等の効果を把握するための測定指標が設定されていないため、その効果の検証が困難である。
    - (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）について説明されていない。
 

[将来の見込み]

    - ⑬ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するののかについて説明されておらず、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みが不透明である。また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
      - ⑦⑨ 適用数及び減収額の将来推計が予測されていないため、適用及び減収額の見込みが不透明である。
      - ⑪ 達成目標（幼保一体化を含む子ども・子育て新システムの構築）の実現状況について予測されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みが不透明である。
- 2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
  - ⑭ 本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。
  - ⑮ 同様の政策目的に係る他の政策手段がないことが説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑩ 政策目的への寄与（評価書中7③「政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与」欄への補足説明）
- 子ども・子育て新システムは、事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を目指すものであり、その構築を進めることにより、社会全体で子ども・子育てを支援することができる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置                  （国税：21）（法人税：義、所得税、登録免許税、相続税、贈与税、消費税、印紙税、地価税、その他の関連する税目・国税徴収法等）                  （地方税：9）（事業税：義、個人住民税、法人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、その他（都市計画税、特別土地保有税、地方消費税その他の関連する税目（徴収規定等））</p> <p style="text-align: right;">【新設・延長・拡充】</p>
2	要望の内容	<p>○平成22年1月29日に、関係閣僚を構成員とする「子ども・子育て新システム検討会議」が設けられ、子ども・子育て新システムの議論が進められ、同年6月29日に、全閣僚で構成する少子化社会対策会議（会長：内閣総理大臣）において「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が決定された。</p> <p>○「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」においては、「事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築する」とされており、これを踏まえ、学校教育法第1条の学校、児童福祉法に基づく児童福祉施設及び社会福祉法に基づく第2種社会福祉事業に位置付ける方向で検討している総合施設（仮称）に対して幼稚園・保育所と同等の税制措置を講ずることや新システムに位置づけられる給付や事業等について必要となる税制上の所要の措置を講じることを要望する。</p> <p>○子ども・子育て新システムの今後の進め方については、「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて」（平成23年7月29日少子化社会対策会議（会長：内閣総理大臣））において、「平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出する」とされた。</p>
3	担当部局	<p>担当：政策統括官（共生社会政策担当） 少子化対策担当                  担当参事官 藤原 朋子（内線 44160） 代表 TEL 03-5253-2111                  担当補佐 松川 伸治（内線 44161） 直通 TEL 03-3581-1403                  担当者 塚田 晃成（内線 44158） F A X 03-3581-0992</p>
4	評価実施時期	—
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》                  すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、出産・子育て・就労の希望がかなう社会を実現することが必要であり、子ども・子育てを社会全体で支援するために、事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築する。</p>

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>○平成22年1月29日に、関係閣僚を構成員とする「子ども・子育て新システム検討会議」が設置され、子ども・子育て新システムの議論が進められ、同年6月29日に、全閣僚で構成する少子化社会対策会議（会長：内閣総理大臣）において「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が決定された。</p> <p>○「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」においては、「事業ごとに所管や制度、財源が様々なに分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築する」とされている。</p> <p>○子ども・子育て新システムの今後の進め方については、「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて」（平成23年7月29日少子化社会対策会議（会長：内閣総理大臣））において、「平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出する」とされた。</p>		
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>(政策分野) 共生社会政策</p> <p>(政策) 共生社会実現のための施策の推進</p>		
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>幼保一体化を含む子ども・子育て新システムの構築を進めることにより、社会全体で子ども・子育てを支える体制を実現する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>—</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>—</p>		
8	有効性等	① 適用数等	—	
		② 減収額	—	
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:—)	—
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:—)	—
	《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:—)	—		
	《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:—)	—		
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>幼保一体化を含む子ども・子育て新システムの構築を進めることにより、社会全体で子ども・子育てを支える体制を実現することができる。</p>	

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>幼保一体化を含む子ども・子育て新システムの構築を進めることにより、社会全体で子ども・子育てを支える体制を実現することができる。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	街区防災計画（仮称）区域内における特定建築物の耐震改修に係る軽減措置の創設	府省名	内閣府
税目	法人税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
その他		
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「平成27年度までに多数の者が利用する一定の建築物の耐震化率90%」は、建築物の耐震改修に関する補助事業等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
    - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
 [将来の見込み]
      - 減収額と予測した効果を対比すべきところ、税収減及び本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると定性的に説明しており、事業者にとってコスト増になる取組について長期利益の早期回収を目的とする特別償却がどの程度インセンティブとなり、将来における税収減を是認するような効果があると見込んでいるのか疑問がある。  
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
        - 適用数の将来推計について、「特定建築物の改修必要棟数を見込み、街区防災計画（仮称）区域内において、法人税の特例措置の対象となる件数を推計」としているが、試算及び推計方法が明らかでなく、適用の見込みが不透明である。
        - 減収額の将来推計について、「件数×1棟あたり工事費×特別償却25%×税率」としているが、「件数」及び「1棟あたり工事費」の試算及び推計方法が明らかでなく、減収額の見込みが不透明である。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
  - 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、補助金や耐震改修の義務化等他の政策手段と比較した上で説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）  
内閣府の政策体系においては、以下の位置づけがある。

- 内閣府本府政策評価実施計画

政策分野：8. 防災政策

政策名 防災政策の推進

- 自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プラン（平成20年4月内閣府）

II 「犠牲者ゼロ」を目指す施策の推進

- 1 災害に「備える」ために為すべきこと（災害の特性に応じて）

(1) 地震

②できるだけ被害を発生させないための取組

【揺れに耐える】

- 住宅・建築物の耐震化の一層の推進

耐震改修促進法に基づく指導・助言、税制、予算による耐震診断、耐震改修等の支援を行うこと等により、平成27年までに、住宅・多数の者が利用する建築物の耐震化率を9割まで引き上げ、住宅・建築物等の倒壊等による被害の軽減を図る

- 建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月27日中央防災会議決定）

2. 緊急対策の方針

社会全体の国家的な緊急課題として、関係省庁等が密接な連携の下、以下の方針に基づき、“建築物の耐震化”について、全国的に緊急かつ強力に実施することとする

- 東海地震の地震防災戦略（平成17年3月30日中央防災会議決定）

I 人的被害軽減戦略

1. 揺れによって発生する死者数の軽減

(1) 住宅・建築物の耐震化

II 経済被害軽減戦略

1. 直接的被害額の軽減

(1) 資産喪失による被害額の軽減

①建物被害の軽減

- 東南海・南海地震の地震防災戦略（平成17年3月30日中央防災会議決定）

I 人的被害軽減戦略

1. 揺れによって発生する死者数の軽減

(1) 住宅・建築物の耐震化

II 経済被害軽減戦略

1. 直接的被害額の軽減

(1) 資産喪失による被害額の軽減

①建物被害の軽減

- 首都直下型地震の地震防災戦略（平成18年4月21日中央防災会議決定）

II 人的被害軽減戦略

1. 揺れによって発生する死者数の軽減

(1) 住宅・建築物の耐震化

III 経済被害軽減戦略

1. 直接的被害額の軽減

(1) 復旧費用の軽減

①建物被害の軽減

- 日本海・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災戦略（平成20年12月12日中央防災会議決定）

II 人的被害軽減戦略

1. 揺れによって発生する死者数の軽減

(1) 住宅・建築物の耐震化

III 経済被害軽減戦略

1. 直接的被害額の軽減

(1) 復旧費用の軽減

①建物被害の軽減

- 東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告（平成23年9月中央防災会議）

7. 揺れによる被害を軽減するための対策について

(2) 建築物等の耐震化

建築物の倒壊は、死者発生の主な要因となるとともに、火災の発生や延焼、避難者・災害廃棄物の発生など被害拡大と応急対策活動の阻害の主な要因となることから、建築物の耐震化については、引き続き、計画的に取り組むとともに、耐震補強の必要性について啓発活動を強化し、また、財政面などの支援方策について配慮すべきである。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	街区防災計画(仮称)区域内における特定建築物の耐震改修に係る軽減措置の創設  (国税22)(法人税:義)【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	人口や都市機能が集中する大都市において、大規模災害が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等の抑制による都市機能の維持・継続性の確保を図るため、都市部のエリア全体の視点からハード・ソフト両面での対策に係る街区防災計画(仮称)の作成及び当該計画に基づく関係者の取組を促進する新たな枠組みを検討中。  本枠組みの下、地方公共団体等が作成した街区防災計画(仮称)の区域内において耐震改修工事を実施した特定建築物(耐震改修促進法第6条に該当する建築物)について、事業の用に供した年度において当該工事に要した費用の25%の特別償却を求める特例措置を新設する。
3	担当部局	内閣府(防災担当)付参事官(地震・火山・大規模水害対策担当)
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	事業用建築物については、 平成8年度 耐震改修法関連特別措置 平成11年度 廃止  平成17年度 要望 平成18年度 再要望 平成20年度 延長要望 平成22年度 延長要望(→廃止)
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 人口や都市機能が集中する大都市の特性にかんがみ、エリア全体の視点からのエリアの関係者によるハード・ソフト両面での一体的な防災対策の取組の促進を通じて、大規模災害が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等を抑制し、都市機能の維持・継続性の確保を図る。  《政策目的の根拠》 ○「東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部)」において、大震災の教訓を踏まえた今後の災害への備えとして、国民の生命・身体・財産が守られ、経済社会活動が円滑に行われることを確保すること、防災拠点(災害に強い施設)・情報伝達体制等の整備、企業の事業継続の取組の促進等を行うこととされている。 ○建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)
		②: 政策体系における政策目的の位置付 政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上する に包含

8	有効性等	③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 多数の者が利用する一定の建築物を耐震化する。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 多数の者が利用する一定の建築物の耐震化率 平成20年度 約80%→平成27年度 90%  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 街区防災計画(仮称)区域内の特定建築物への耐震改修が確実に実施されることにより、建築物ストックの安全性が確保され、大規模災害が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等の抑制による都市機能の維持・継続性の確保が図られる。
		①: 適用数等 平成24年度 32件(見込み) 平成25年度 29件(見込み) 【算定根拠】 特定建築物の改修必要棟数を見込み、街区防災計画(仮称)区域内において、法人税の特例措置の対象となる件数を推計  ②: 減収額 平成24年度 102百万円(見込み) 平成25年度 93百万円(見込み) 【算定根拠】 件数×1棟あたり工事費×特別償却25%×税率  ③: 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成15年度～平成27年度) 税制の活用により耐震改修年度のキャッシュフローが改善することから、資金的余裕のない法人について、早期の改修を促す効果があり、平成27年度における耐震化率90%の達成に資する。  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成15年度～平成27年度) 多数の者が利用する一定の建築物の耐震化率 平成15年度 約75% →平成20年度 約80%→平成27年度 90% (27年度は、15年度から20年度の伸び率に一定の伸びしほを加算した目標)  《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年度～平成27年度) 既存建築物の耐震改修は、他の機能更新投資とは異なり、それ自身が直接の収益に結びつかないことから、公益上の要請に比して耐震改修への経済的インセンティブがかなり低い状況にある。税制がない場合には、資金的余裕のない法人における耐震改修の取組が進みにくい状態が継続し、耐震化率の向上を阻害する。  《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年度～平成27年度) 街区防災計画(仮称)区域内の特定建築物への耐震改修が確実に実施されることにより、建築物ストックの安全性が確保され、大規模災害が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等の抑制による都市機能の維持・継続性の確保が図られる。



9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例は、耐震基準に適合したより安全な建築物を増加させようとするものであり、民間事業者等に対するインセンティブ措置の特例として、特別償却が的確かつ必要最小限な措置である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	建築物の所有者等に補助等を行う地方公共団体へは、社会資本整備総合交付金による支援を実施しているが、地方公共団体における補助を前提としており、支援を受けられる地域に限られる。また、既存建築物については、建築基準法上、改修が義務づけられてはいない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	街区防災計画(仮称)区域内の特定建築物への耐震改修促進は、都市機能の維持・継続性の確保に資することから、地方公共団体の防災体制へのメリットも非常に大きい。
10	有識者の見解		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	大規模空間を有する建築物における天井落下予防改修に係る軽減措置の創設	府省名	内閣府
税目	法人税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
④ 測定指標の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 設定なし	○
⑦ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		○
⑬ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
⑮ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	
その他				
⑯ 政策目的への寄与	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について課題がある。
    - 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標である「平成27年度までに多数の者が利用する一定の建築物の耐震化率90%」は、建築物の耐震改修に関する補助事業等他の要因の影響を大きく受けるものであることから、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
    - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明に疑問がある。  
[将来の見込み]
      - 減収額と効果を対比すべきところ、税収減及び本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況に言及せずに、本租税特別措置等に税収減を是認するような効果があると定性的に説明しており、事業者にとってコスト増になる取組について長期利益の早期回収を目的とする特別償却がどの程度インセンティブとなり、将来における税収減を是認するような効果があると見込んでいるのか疑問がある。  
また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いることになる次の点検項目についても課題がある。
        - 適用数の将来推計について、「天井落下防止対策に問題がある建築物数をベースに、法人税の特例措置の対象となる件数を推計」としているが、試算及び推計方法が明らかでなく、適用の見込みが不透明である。
        - 減収額の将来推計について、「16棟×1棟あたり工事費×特別償却25%×税率」としているが、「16棟」及び「1棟あたり工事費」の試算及び推計方法が明らかでなく、減収額の見込みが不透明である。
        - 達成目標（多数の者が利用し、大規模空間を有する建築物における天井の耐震化）の実現状況について予測されていないため、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の見込みが不透明である。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
  - 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが、補助金や耐震改修の義務化等他の政策手段と比較した上で説明されておらず、本租税特別措置等の相当性の説明に疑問がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された【点検結果表の別紙】の説明をも踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）  
内閣府の政策体系においては、以下の位置づけがある。

- 内閣府本府政策評価実施計画

政策分野：8. 防災政策

政策名 防災政策の推進

- 自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プラン（平成20年4月内閣府）

II 「犠牲者ゼロ」を目指す施策の推進

- 1 災害に「備える」ために為すべきこと（災害の特性に応じて）

(1) 地震

②できるだけ被害を発生させないための取組

【揺れに耐える】

- 住宅・建築物の耐震化の一層の推進

耐震改修促進法に基づく指導・助言、税制、予算による耐震診断、耐震改修等の支援を行うこと等により、平成27年までに、住宅・多数の者が利用する建築物の耐震化率を9割まで引き上げ、住宅・建築物等の倒壊等による被害の軽減を図る

- 建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月27日中央防災会議決定）

2. 緊急対策の方針

社会全体の国家的な緊急課題として、関係省庁等が密接な連携の下、以下の方針に基づき、“建築物の耐震化”について、全国的に緊急かつ強力に実施することとする

- 東海地震の地震防災戦略（平成17年3月30日中央防災会議決定）

I 人的被害軽減戦略

1. 揺れによって発生する死者数の軽減

(1) 住宅・建築物の耐震化

II 経済被害軽減戦略

1. 直接的被害額の軽減

(1) 資産喪失による被害額の軽減

①建物被害の軽減

- 東南海・南海地震の地震防災戦略（平成17年3月30日中央防災会議決定）

I 人的被害軽減戦略

1. 揺れによって発生する死者数の軽減

(1) 住宅・建築物の耐震化

II 経済被害軽減戦略

1. 直接的被害額の軽減

(1) 資産喪失による被害額の軽減

①建物被害の軽減

- 首都直下型地震の地震防災戦略（平成18年4月21日中央防災会議決定）

II 人的被害軽減戦略

1. 揺れによって発生する死者数の軽減

(1) 住宅・建築物の耐震化

III 経済被害軽減戦略

1. 直接的被害額の軽減

(1) 復旧費用の軽減

①建物被害の軽減

- 日本海・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災戦略（平成20年12月12日中央防災会議決定）

II 人的被害軽減戦略

1. 揺れによって発生する死者数の軽減

(1) 住宅・建築物の耐震化

III 経済被害軽減戦略

1. 直接的被害額の軽減

(1) 復旧費用の軽減

①建物被害の軽減

- 東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告（平成23年9月中央防災会議）

7. 揺れによる被害を軽減するための対策について

(2) 建築物等の耐震化

建築物の倒壊は、死者発生の主な要因となるとともに、火災の発生や延焼、避難者・災害廃棄物の発生など被害拡大と応急対策活動の阻害の主な要因となることから、建築物の耐震化については、引き続き、計画的に取り組むとともに、耐震補強の必要性について啓発活動を強化し、また、財政面などの支援方策について配慮すべきである。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	大規模空間を有する建築物における天井落下予防改修に係る軽減措置の創設 (国税:23)(法人税:義)【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	多数の者が利用する建築物(耐震改修促進法第6条第1号に規定する建築物)で500㎡以上の大規模空間を有するものについて、天井に係る構造基準に適合するための改修を行った場合、事業の用に供した年度において当該工事に要した費用の25%の特別償却を認める特例措置を新設する。
3	担当部局	内閣府(防災担当)付参事官(地震・火山・大規模水害対策担当)
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大規模空間を有する建築物について、天井の耐震化に係る具体的な技術基準を策定する予定であるが、既存建築物には当該基準が遡及適用されないことから、これらの既存建築物についても当該基準に適合するよう改修を促進し、今後の更なる大規模地震の危険性を踏まえた建築物ストックの安全性の確保を図る。  《政策目的の根拠》 ○建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上するに包含
	③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 多数の者が利用し、大規模空間を有する建築物における天井の耐震化を進める。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 多数の者が利用する一定の建築物の耐震化率 平成20年度 80% → 平成27年度 90%  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 天井の耐震化に係る具体的な技術基準の策定と併せ、税制特例による支援を行うことで、天井の改修における建築主の負担を軽減し、既存の大規模空間を有する建築物における天井の耐震化を緊急に促進することにより、建築物ストックの安全性の確保に資する。	

8	有効性等	①: 適用数等 平成24年度 16件(見込み) 平成25年度 16件(見込み) 平成26年度 16件(見込み) 【算定根拠】天井落下防止対策に問題がある建築物数をベースに、法人税の特例措置の対象となる件数を推計
		②: 減収額 平成24年度 21百万円(見込み) 平成25年度 21百万円(見込み) 平成26年度 21百万円(見込み) 【算定根拠】16棟×1棟あたり工事費×特別償却25%×税率
		③: 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成15年度～平成27年度) 税制の活用により耐震改修年度のキャッシュフローが改善することから、資金的余裕のない法人について、早期の改修を促す効果があり、天井の耐震化に資する。  《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成27年度) 多数の者が利用する一定の建築物の耐震化率 平成15年度 約75% → 平成20年度 80% → 平成27年度 90% (27年度は、15年度から20年度の伸び率に一定の伸びしるを加算した目標)  《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年度～平成27年度) 既存建築物の耐震改修は、他の機能更新投資とは異なり、それ自身が直接の収益に結びつかないことから、公益上の要請に比して耐震改修への経済的インセンティブがかなり低い状況にある。税制がない場合には、資金的余裕のない法人における耐震改修の取り組みが進みにくい状態が継続し、耐震化割合の向上を阻害する。  《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年度～平成27年度) 多数の者が利用し、大規模空間を有する建築物における天井への耐震改修が確実に実施されることにより、今後予想される大地震が発生した場合においても、天井落下による死傷者の発生を防ぐ効果がある。
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 本特例は、耐震基準に適合したより安全な建築物を増加させようとするものであり、民間事業者等に対するインセンティブ措置の特例として、特別償却が的確かつ必要最小限な措置である。  ②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 住宅・建築物安全ストック形成事業について、大規模空間を有する建築物の天井の脱落対策の支援創設を要求中であるが、地方公共団体における取組みを前提としていることから、支援を受けられる地域に限られる。また、既存建築物については、建築基準法上、改修が義務づけられてはいない。  ③: 地方公共団体が協力する相当性 今後予想される大地震が発生した場合において、天井落下による死傷者の発生を防ぐ効果があることから、地方公共団体にとっても、当該耐震改修が進むことは大きな意義がある。
10	有識者の見解	—